

平成29年第3回(9月)三郷町議会
定例会・会議録(第1号)

招 集 年 月 日	平成29年9月5日	
招 集 場 所	三郷町議会議場	
開 会 (開 議)	平成29年9月5日	午前9時29分宣告(第1日目)
出 席 議 員	1番 神崎 静代 3番 南 真紀 5番 先山 哲子 7番 木谷 慎一郎 9番 山田 勝男 11番 高岡 進 13番 深木 健宏	2番 久保 安正 4番 兼平 雄二郎 6番 佐野 英史 8番 辰己 圭一 10番 伊藤 勇二 12番 下村 修
欠 席 議 員	なし	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 環 境 整 備 部 長 健 康 福 祉 部 長 水 道 部 長 教 育 部 長 会 計 管 理 者 総 務 課 長 企 画 財 政 課 長	森 宏 範 梶 井 博 之 池 田 朝 博 加 地 義 之 西 村 敦 司 大 西 孝 浩 酒 田 昌 和 窪 順 司 清 水 信 義 安 井 規 雄 辰 巳 政 行

行政委員	選挙管理委員会委員長	田 淵 友 一
	公平委員会委員長	藤 原 佑 二
	代表監査委員	瓜 生 英 明
	農業委員会副会長	岡 田 哲 夫
	固定資産評価審査委員会委員長	内 匠 紀一郎
本会議の職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長	大 内 美 香
	議会事務局長補佐	小 村 雄 一
町長提出議案の題目	同意第14号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を 求めることについて
	同意第15号	教育委員会委員の任命につき同意を求めること について
	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める ことについて
	認定第1号	平成28年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出 決算の認定について
	認定第2号	平成28年度西和衛生試験センター組合一般会計 歳入歳出決算の認定について
	認定第3号	平成28年度三郷町水道事業会計決算の認定につ いて
	議案第34号	平成29年度三郷町一般会計補正予算(第2号)
	議案第35号	平成29年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正 予算(第1号)
	議案第36号	平成29年度三郷町下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
	議案第37号	平成29年度三郷町国民健康保険特別会計補正予 算(第2号)
	議案第38号	平成29年度三郷町介護保険特別会計補正予算 (第1号)
	議案第39号	平成29年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)
	議案第40号	三郷町行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一 部改正について
	議案第41号	三郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改 正について
	報告第4号	平成28年度三郷町の財政の健全化判断比率等につ いて
	報告第5号	平成28年度三郷町水道事業会計に係る資金不足 比率について
	報告第6号	三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び 執行の状況の点検及び評価の結果について
報告第7号	公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況につ いて	

平成 29 年 第 3 回 (9 月)
三 郷 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程 (第 1 号)

平成 29 年 9 月 5 日
午 前 9 時 29 分 開 議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 同意第 14 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 第 4 同意第 15 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 5 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 認定第 1 号 平成 28 年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 第 7 認定第 2 号 平成 28 年度西和衛生試験センター組一般会計歳入歳出決
算の認定について
- 第 8 認定第 3 号 平成 28 年度三郷町水道事業会計決算の認定について
- 第 9 議案第 34 号 平成 29 年度三郷町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 第 10 議案第 35 号 平成 29 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算 (第 1
号)
- 第 11 議案第 36 号 平成 29 年度三郷町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 12 議案第 37 号 平成 29 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 第 13 議案第 38 号 平成 29 年度三郷町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 14 議案第 39 号 平成 29 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1
号)
- 第 15 議案第 40 号 三郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人
情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 16 議案第 41 号 三郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第 17 報告第 4 号 平成 28 年度三郷町の財政の健全化判断比率等について
- 第 18 報告第 5 号 平成 28 年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率につい
て

- 第 1 9 報告第 6 号 三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況
の点検及び評価の結果について
- 第 2 0 報告第 7 号 公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について
- 第 2 1 報告第 8 号 平成 2 8 年度ふるさと寄附金について
- 第 2 2 報告第 9 号 寄附の受け入れについて
- 第 2 3 提案理由の説明
- 第 2 4 発議第 3 号 政府に核兵器禁止条約に参加することを求める意見書
- 第 2 5 平成 2 8 年度三郷町一般会計、特別会計決算審査の報告
- 第 2 6 平成 2 8 年度西和衛生試験センター組一般会計決算審査の
報告
- 第 2 7 平成 2 8 年度三郷町水道事業会計決算審査の報告
- 第 2 8 一般質問

開 会 午前 9 時 2 9 分

〔開会宣告〕

議長（深木健宏） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、平成 2 9 年第 3 回三郷町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（深木健宏） 町長から招集の挨拶がございました。森町長。

町長（森 宏範）(登壇) 皆さん、おはようございます。本日、三郷町告示第 4 1 号によりまして、平成 2 9 年第 3 回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします議案は、同意案件 2 件、諮問案件 1 件、認定案件 3 件、議決案件 8 件、報告案件 6 件の計 2 0 件でございます。

どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、招集のご挨拶とさせていただきます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（深木健宏） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により、1 2 番、下村 修議員、1 番、神崎静代議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（深木健宏） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 1 5 日までの 1 1 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（深木健宏） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月 1 5 日までの 1 1 日間に決定しました。

〔議案朗読〕

議長（深木健宏） この際、日程第 3、「同意第 1 4 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」から日程第 2 2、「報告第 9 号、寄附の

受け入れについて」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。

- 日程第 3 同意第 1 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 4 同意第 1 5 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 5 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 認定第 1 号 平成 2 8 年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 2 号 平成 2 8 年度西和衛生試験センター組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 3 号 平成 2 8 年度三郷町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 3 4 号 平成 2 9 年度三郷町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 0 議案第 3 5 号 平成 2 9 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 1 議案第 3 6 号 平成 2 9 年度三郷町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 2 議案第 3 7 号 平成 2 9 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 3 議案第 3 8 号 平成 2 9 年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 議案第 3 9 号 平成 2 9 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 議案第 4 0 号 三郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 4 1 号 三郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第 17 報告第 4 号 平成 28 年度三郷町の財政の健全化判断比率等について

日程第 18 報告第 5 号 平成 28 年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について

日程第 19 報告第 6 号 三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について

日程第 20 報告第 7 号 公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について

日程第 21 報告第 8 号 平成 28 年度ふるさと寄附金について

日程第 22 報告第 9 号 寄附の受け入れについて

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（深木健宏） 日程第 23、ただいまの朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず初めに、「同意第 14 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」であります。

本案につきましては、現委員の内匠紀一郎氏の任期が本年 9 月 30 日付をもって満了となることに伴うものであります。

内匠氏におかれましては、平成 12 年 3 月に固定資産評価審査委員会委員に就任いただき、以来 17 年の長きにわたりその職務を遂行いただいております。同氏は豊富な経験はもちろんのこと、すぐれた識見、また公正な判断力をお持ちであり、人格的にも高潔であることから、引き続き委員として選任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

続きまして、「同意第 15 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」であります。

本案につきましては、現委員の鶴丸 浩氏の任期が本年 9 月 30 日付をもって満了となることに伴うものであります。

鶴丸氏におかれましては、平成 17 年 10 月の就任以来、3 期 12 年の長きにわたり教育委員として職務を遂行していただいております。また、延べ 4 年 6 か

月もの間、教育委員長としてそのすぐれた識見をもって本町の教育行政の振興に多大なるご尽力をいただきました。

このことから、同氏を引き続き委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、「諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本案につきましては、現委員の寺内一秀氏の任期が本年12月31日付をもって満了となることに伴うものであります。

寺内氏におかれましては、平成21年1月に人権擁護委員に就任いただき、以来3期9年にわたり人権相談や人権啓発活動等に熱心に取り組んでいただき、地域住民のためにご活躍いただいているところであります。

このことから、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したいと考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、「認定第1号、平成28年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

一般会計を初め、特別会計7会計の平成28年度決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

去る8月1日、2日の両日にわたり、瓜生、下村両監査委員により厳正な決算審査を行っていただき、また、今後の行財政運営にも適切なお指導を賜りましたことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

なお、各会計の詳細な内容につきましては、所属の委員会でご説明申し上げますこととし、ここでは各会計の決算額を申し上げます。

まず、平成28年度一般会計の決算であります。歳入総額9億8,780万3,136円、歳出総額9億6,336万8,125円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支は5億2,443万5,011円の黒字となりました。

決算の内容を見ますと、歳入では全体の2割強を占める町税につきましては、対前年度比0.2%の減、同じく2割強を占める地方交付税においても対前年度比0.9%の減となりました。

一方、当年度においては地方創生加速化交付金を活用したテレワーク推進事業を初め、公共施設再生可能エネルギー等導入事業補助金を活用した太陽光発電システムを両小学校に設置したことから、国、県補助金がそれぞれ増額となったものであります。また、勢野北部土地区画整理組合に係る損失補償の支払いに対して財政調整基金等からの繰り入れを行ったことから、繰入金が大幅に増額となり、歳入総額としては対前年度比22.5%の増となったものであります。

次に、歳出では、勢野北部土地区画整理組合に係る損失補償の支払い、中学校建替実施設計、開運橋補修工事、サテライトオフィス改修工事などを実施したことで大幅な増額となったことから、歳出総額では25.3%の増となったものであります。

今後も税収を初めとする自主財源を確保し、経費の節減、合理化に努めるとともに、限りある財源を有効に活用し、三郷町に住んでよかった、住んでみたい、また、三郷町は住んでよし、訪れてよし、働いてよし、学んでよしと言っていただけのまちづくりをより一層進めてまいります。

次に、特別会計の決算について、ご説明申し上げます。

まず、平成28年度住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算であります。歳入総額3,011万9,500円、歳出総額2億7,447万6,191円で、差し引き2億4,435万6,691円の赤字となりました。

次に、平成28年度し尿浄化槽管理特別会計の決算であります。歳入総額44万7,015円、歳出総額437万8,755円で、差し引き6万8,260円の黒字となりました。

次に、平成28年度下水道事業特別会計の決算であります。歳入総額6億6,107万3,047円、歳出総額6億5,330万9,731円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は20万1,316円の黒字となりました。

次に、平成28年度国民健康保険特別会計の決算であります。歳入総額29億8,636万2,817円、歳出総額29億2,751万3,710円で、差し引き5,884万9,107円の黒字となりました。

次に、平成28年度介護保険特別会計の決算であります。歳入総額18億3,920万9,958円、歳出総額18億957万8,618円で、差し引き2,963万1,340円の黒字となりました。

次に、平成28年度後期高齢者医療特別会計の決算であります。歳入総額3

億 1, 229 万 8, 479 円、歳出総額 3 億 1, 059 万 3, 679 円で、差し引き 170 万 4, 800 円の黒字となりました。

最後に、平成 28 年度勢野北部用地整理事業特別会計の決算であります。歳入総額 2 億 6, 742 万 4, 451 円、歳出総額 2 億 6, 742 万 4, 451 円で、差し引き 0 円となりました。これにつきましては、保留地の処分がほぼ完了したことから、本年 3 月 31 日をもって同会計を閉鎖したことによるものであります。

続きまして、「認定第 2 号、平成 28 年度西和衛生試験センター組合一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

本決算につきましては、本年 3 月 31 日付をもって同組合が解散したことから、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方自治法施行令第 5 条第 3 項の規定により、構成 7 町においてそれぞれ決算審査を行い、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。これに伴い、去る 7 月 21 日に瓜生、下村両監査委員により厳正な決算審査を行っていただきましたことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

決算の内容についてであります。本年 3 月 31 日現在における歳入総額は 1 億 3, 637 万 7, 047 円、歳出総額は 8, 722 万 8, 136 円となりました。これに同日現在の未収金及び未払い金をそれぞれ追加し、最終的な歳入が 1 億 7, 135 万 477 円、歳出が 1 億 5, 143 万 3, 176 円となり、差引額の 6, 620 万 6, 871 円については構成 7 町で案分され、本町におきましては、その 15.37%、1, 017 万 5, 996 円の資産分配となったものであります。

続きまして、「認定第 3 号、平成 28 年度三郷町水道事業会計決算の認定について」であります。

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

なお、当該決算につきましては、去る 6 月 16 日に瓜生、下村両監査委員により厳正な審査を行っていただき、今後の事業運営も含めた貴重なご意見を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。

それでは、まず、経営状況について、ご説明申し上げます。

平成 28 年度末での給水戸数は 9, 104 戸で、前年度よりも 63 戸増加しております。また、年間配水量は前年度比 0.05% 増の 266 万 1, 471 立方

メートルとなりました。

一方、県営水道の受水量は取水量全体の66.28%で、180万4,737立方メートルとなりました。

次に、経理面についてであります。まず、収益的収入では、一般家庭における節水意識の高揚等により使用水量は減少傾向にあるものの、当年度においては一部大口需要者の使用水量が大幅に増加したことや、長期前受金戻し入れの増加などから、収入総額は6億5,760万7,716円で、前年度比5.1%の増となりました。また、支出総額は6億3,013万9,910円で、前年度比10.88%の増となり、当年度において2,746万7,806円の純利益が生じました。

次に、資本的収支については、収入総額は1億2,847万440円で、前年度比53.44%の減となりました。主な減少の要因は、下水道工事に関する負担金や企業債の借入額が減少したためであります。一方、支出総額は2億7,968万2,837円で、前年度比35.03%の減となりました。資本的収支の不足額につきましては、消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填いたしました。

続きまして、平成28年度三郷町水道事業剰余金処分計算書(案)であります。

当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加算したもので、1億828万7,236円となりました。

剰余金の処分については、水道施設の耐震化等、水道事業基本計画を実施する上で多額の費用が見込まれることから、建設事業改良積立金に1,000万円、また、将来の企業債の償還に備えた減債積立金に1,000万円を積み立て、繰越利益剰余金を8,828万7,236円とするものであります。

今後も水道事業基本計画の基本理念である「安心と安全で未来につなぐ三郷の水」に沿って、老朽管の布設替工事や施設の耐震化などを順次実施し、飲料水の安定供給に努めてまいります。

次に、「議案第34号、平成29年度三郷町一般会計補正予算(第2号)」についてであります。

既決予算に2億9,628万8,000円を追加し、補正後の予算総額を106億6,812万6,000円とするものであります。

まず、歳出から主な内容を申し上げますと、総務費では、本年7月から運用を

開始したマイナンバー事務の情報連携及び、今後予定されている年金情報連携等の総合運用テストを実施するためのシステム改修に係る経費として、情報管理費で220万7,000円を、また運転免許証を自主返納された方に対し、予約制乗合タクシー乗車券を交付するための諸経費として、防犯交通対策費で76万2,000円を計上するものであります。また、前年度の国・県補助金の精算に伴う返還金として諸費で2,171万6,000円を追加するものであります。

次に、業務の繁忙期となる1月から3月に課税資料の整理・調整を行う臨時職員を雇用するため、税務総務費で61万4,000円を計上するものであります。

また、女性が活躍できる社会づくりへの取り組みとして、マイナンバーカードや住民票に旧姓の併記等を可能にするためのシステム改修、あわせて11月から実施する住民票のコンビニ交付におきましても同様のシステム改修を行う経費として、639万4,000円を計上するものであります。

次に、民生費におきまして、社会福祉総務費では、後ほどご説明させていただきます国民健康保険特別会計に係る国保都道府県化に伴う国保集約システムのネットワーク構築費用に対する一般会計の繰出金として124万5,000円を、また障害者福祉費では平成30年度から新たな障害福祉サービスの創設や報酬改定が行われることから、障害者総合支援システムの改修に伴う経費として304万1,000円を計上するものであります。

次に、教育費では、両小学校の放課後児童クラブが現在どちらも定員に達しており、特に三郷北小学校につきましては待機児童が発生しており、待ったなしの状況であります。また、現在、両クラブともに、1年生から4年生児童を対象に運営しておりますが、5、6年生の受け入れにつきましても、保護者からご要望をいただいているところであります。このことから、早急に両クラブの待機児童の解消を図り、あわせて5、6年生の受け入れ体制についても整備するため、三郷小学校放課後児童クラブでは空き教室の改修、三郷北小学校放課後児童クラブでは現行の教室の用途変更及び4教室の増築など、備品購入を含めた整備を行うための経費として、放課後児童クラブ費で5,722万2,000円を計上するものであります。

また、ウォーターパークにおきまして、漏水が発生したことから、配管等の修繕費としてスポーツ施設管理費で270万円を計上するものであります。

一方、歳入では、国庫補助金といたしまして、マイナンバー事務の情報連携関

連として、社会保障・税番号制度システム整備費で147万1,000円を、また、旧姓の併記等を可能にするためのシステム改修に伴い、既存住民基本台帳システム改修費で226万8,000円を、同じくコンビニ交付事業費で412万6,000円を、また障害者総合支援事業費で152万円を、それぞれ計上するものであります。

次に、町債としまして、放課後児童クラブ建設事業に伴う地域活性化事業債で4,500万円を計上するものであります。

なお、平成28年度決算に伴い、繰越金が確定したことから、5億2,443万4,000円を計上するとともに、公共施設整備基金を除いた財政調整基金からの繰入金全てを減額し、今回の補正予算に係る財源を充当後、残る2億38万7,000円を財政調整基金へ積み立てることで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第35号、平成29年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

当初予算に6万8,000円を追加し、補正後の予算総額を1,968万8,000円とするものであります。

内容といたしましては、平成28年度決算における繰越金6万8,000円を下処理施設管理基金へ積み立てるものであります。

続きまして、「議案第36号、平成29年度三郷町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

当初予算に20万円を追加し、補正後の予算総額を7億674万6,000円とするものであります。内容といたしまして、平成28年度決算における繰越金20万円を予備費に追加するものであります。

続きまして、「議案第37号、平成29年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」についてであります。既決予算に3,220万7,000円を追加し、補正後の予算総額を30億4,726万円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県に変更されることに伴い、国保連合会とのデータ連携のため、必要となる国民健康保険システムに係るネットワーク構築等の経費として、一般管理費で106万1,000円を計上するものであります。

また、平成28年度の療養給付費等負担金及び退職者医療療養給付費等交付金の超過交付分を返還するため、償還金で3,114万6,000円を計上するも

のであります。

一方、歳入では、歳出でご説明いたしました国民健康保険システムに係るネットワーク構築等の経費として、国庫補助金で32万4,000円を追加する一方、当初予算で計上しておりました国保制度改正に向けたシステム改修委託業務の事業費確定に伴い、50万8,000円を減額するものであります。

また、歳出で計上しました国保連合会とのデータ連携のための国民健康保険システムに係るネットワーク構築等の経費に対する一般会計繰入金として124万5,000円を計上するものであります。

なお、平成28年度決算に伴い、繰越金で5,884万8,000円を追加するとともに、基金繰入金2,770万2,000円を減額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第38号、平成29年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)」についてであります。保険事業の当初予算に3,500万円を追加し、補正後の予算総額を18億7,567万8,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では平成28年度の介護給付費に係る支払基金及び地域支援事業費の超過交付分を返還するため、償還金で164万6,000円を計上するものであります。

一方、歳入では、平成28年度の実績報告による追加交付として、国庫負担金で274万1,000円、支払基金交付金で33万7,000円、県負担金で231万円を追加するものであります。

なお、平成28年度決算に伴い、繰越金で2,961万2,000円を追加するとともに、歳出の基金積立金を3,335万4,000円増額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第39号、平成29年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

当初予算に170万4,000円を追加し、補正後の予算総額を3億3,802万5,000円とするものであります。

内容といたしまして、本年4月及び5月に納付された保険料を広域連合に納付するため、歳入では繰越金を、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金及び償還金でそれぞれ170万4,000円を追加するものであります。

続きまして、「議案第40号、三郷町行政手続における特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の規定に基づく主務省令が改正されたことに伴うものであります。

内容といたしましては、本条例に規定する庁内連携事務の一部が法定事務となったことから、当該事務を条文から削除するほか、所要の改正を行い、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第41号、三郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付を本年11月1日から開始することに伴うものであります。

内容といたしましては、印鑑登録証明書の交付について、従来の書面での申請に加え、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機においても交付を受けることができるよう、所要の改正を行うもので、コンビニ交付の開始日と同日の本年11月1日から施行するものであります。

次に、「報告第4号、平成28年度三郷町の財政の健全化判断比率等について」であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成28年度決算におきまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を算定し、各指標を監査委員に審査いただいたところでありますが、今年度も実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、黒字であったことから、表示されませんでした。

また、実質公債費比率はマイナス0.4%で、対前年度比0.4ポイントの減となりました。

将来負担比率は、勢野北部土地区画整理組合に係る損失補償について、基金を取り崩して当年度で一部支払ったこと、また、同会計の閉鎖に伴う黒字分を基金に積み立てたことで、充当可能財源が将来負担額を上回ったことから、表示されませんでした。

また、下水道事業に係る資金不足比率につきましても、資金不足額は生じておりません。

続きまして、「報告第5号、平成28年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について」であります。

地方公営企業の経営状況を判断する資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

平成28年度水道事業会計決算における同指標を算定いたしましたところ、資金不足額は生じず、算定値はマイナス111.8%となったものであります。

続きまして、「報告第6号、三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について」であります。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、平成28年度分の教育委員会の活動状況並びに施策の点検及び評価について、議会に報告するものであります。

続きまして、「報告第7号、公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について」であります。

本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成28年度の事業報告及び決算並びに平成29年度の事業計画及び予算について、報告するものであります。

続きまして、「報告第8号、平成28年度ふるさと寄附金について」であります。

本町では、平成26年8月からふるさと寄附金制度の受け入れを開始し、通称「ガンバレ三郷！応援寄附金」として、町内の特産品やエコバッグの贈呈など、工夫を凝らしながら実施しているところであります。平成28年度の実績としまして、179件、合計154万円のご寄附をいただきました。心より厚くお礼を申し上げますとともに、いただいたご寄附については、事業目的ごとに有効、適切に活用させていただきます。

最後に、「報告第9号、寄附の受け入れについて」であります。

本年8月4日に匿名の方から寄附の申し出があり、社会福祉振興事業として現金1万9,061円をご寄附いただきました。有効、適切に活用させていただきますとともに、心より厚くお礼を申し上げます。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（深木健宏） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（深木健宏） 日程第24、「発議第3号、政府に核兵器禁止条約に参加することを求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。

発議第3号、平成29年9月5日、三郷町議会議長 深木健宏様。

政府に核兵器禁止条約に参加することを求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者、久保安正。賛成者、神崎静代、南 真紀。

7月7日、ニューヨーク国連本部で開かれた国連会議は、人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約を国連加盟国の約3分の2 - 122カ国の賛成で採択しました。

条文は「前文」で核兵器の完全な廃絶こそ核兵器が再び使用されない唯一の方法であるとし、核兵器の使用がもたらす壊滅的な結果に対して、人類は適切に対処できない上、その影響は国境を越え、人類の生存、環境、社会経済的発展、世界経済、食料安全保障、現在および将来世代の健康に重大な影響を与え、また、電離放射線がもたらす結果と相まって女性および少女の健康に対し均衡を失する悪影響をおよぼすとし、核兵器の使用は、武力紛争に適用される国際法の規定、特に国際人道法の原則と規定に違反することを確認しています。

加えて条約は、締約国に課される法的義務としての核兵器その他の核爆発装置についての禁止行為として、使用だけでなく使用の威嚇を加え、他に開発、実験、生産、製造、その他の方法による取得・保有・貯蔵、更には移譲、直接・間接の受領、禁止行為の援助・奨励・勧誘、配置・配備・設置の許可を含めて、これらすべてを禁止するという画期的な内容となっています。

この条約によって、核兵器は、非人道的で、反道徳的なものであるだけでなく、ついに違法なものとなりました。

しかるに日本政府は、条約採択を受けて、「日本が署名することはない」と言明しました。

唯一の戦争被爆国である日本は、本来、被爆者と国民が力を合わせて核兵器のない世界を目指して先頭に立たなければなりません。

三郷町議会は、日本政府が条約に署名しないという立場を抜本的に再検討し、核兵器禁止条約に参加することを真剣に検討することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2017年9月、奈良県三郷町議会。

(提出先) 内閣総理大臣、外務大臣

以上でございます。

[提案理由の説明]

議長(深木健宏) ただいまの朗読の発議第3号について、提案理由の説明を求めます。

2番、久保安正議員。

2番(久保安正)(登壇) 提案理由について、述べます。

核兵器禁止条約に反対する意見があります。

その反対する意見のうちの2つについて、述べたいと思います。

まず、1つは、北朝鮮が核兵器や弾道ミサイルを開発しているときにこんな条約をつくっていいのかという反対の意見があります。

この核兵器禁止条約をつくるための国連会議が開かれていた同じときに、北朝鮮問題を議題とした国連安全保障理事会も国連本部内で開かれておりました。この安全保障理事会で、ウルグアイの代表が北朝鮮の核開発を非難しつつ、次のように述べました。

現在、別の会議室で核兵器禁止条約が採択されようとしている。残念ながら、北朝鮮も、核兵器の保有国も、そこにはいない。より安全な世界の目標は、そこで採択されようとしている核兵器禁止条約にある。

このようにウルグアイの代表は安全保障理事会で述べました。

国際社会が核兵器を違法化し、核兵器に悪の烙印を押しすることは、北朝鮮を孤立させ、核開発を放棄させる大きな力になります。北朝鮮が核開発をしているので、禁止条約に賛成できない。ではなくて、北朝鮮が核開発をしているときだからこそ禁止条約に参加し、日本と国際社会は、核による安全保障はもう放棄した。だから北朝鮮も核兵器開発をやめる。こう北朝鮮に迫ってこそ、最も強い立場に立てると思います。

反対意見のもう一つ。核兵器保有国やその同盟国の核抑止力論。

核兵器の威嚇、おどしによって安全保障を図らなければならないという考え方です。この核抑止力論について、核兵器禁止条約(案)についての国連会議の討論で、オーストリアの代表は次のように述べました。

もし、核兵器が本当に安全保障を提供する上で欠くことのできないものであるならば、全ての国家がこの利点から利益を得てもよいのではないか。核兵器が世界をより安全にするというのならば、より多くの国々が多くの核兵器を持ったほうがよいということになる。我々はそういう議論は信じない。明らかに核兵器は少ないほうが、そして核兵器がないほうが、我々はより安全になるのだ。そのみが誰をもより安全にするのである。

オーストリアの代表は、このように核抑止力論を批判し、否定しました。

国連での条約採択を受けて、日本の国連大使が、日本が署名することはないと言明したことについて、国連会議に参加していた2人の被爆者は、次のように述べました。

カナダ在住のサーロー節子さんです。

怒り、失望以上のものを感じます。日本政府は、よく核兵器国と非核兵器国の橋渡しをされると言いますが、こうして集まった100か国以上の人たちの発言に耳を傾ける態度がなくて、どうして橋渡しができますか。

もう一人の広島の実爆者、藤森俊希さんです。

はらわたが煮えくり返る思いです。しかし、政府の対応は国民の力で変えることができます。私は、日本の政府が幾ら反対してもへこたれません。核兵器のない世界をつくる日本の政府が必ずやできると期待していますし、そのために努力をしていきたい。

以上、提案理由です。

議長（深木健宏） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（深木健宏） それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。（別紙1頁～7頁）

以上でございます。

議長（深木健宏） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれの所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（深木健宏） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

〔決算審査の結果報告〕

議長（深木健宏） 日程第25、平成28年度三郷町一般会計、特別会計決算審査の報告及び日程第26、平成28年度西和衛生試験センター組一般会計決算審査の報告、並びに日程第27、平成28年度三郷町水道事業会計決算審査の報告を求めます。

瓜生代表監査委員。

代表監査委員（瓜生英明）（登壇） それでは、平成28年度三郷町一般会計、特別会計の決算審査の結果をご報告申し上げます。

去る8月1日、2日の両日、下村監査委員とともに平成28年度三郷町一般会計、各特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況について、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付されました平成28年度三郷町一般会計及び住宅新築資金等貸付事業、し尿浄化槽管理、勢野北部用地整理事業、下水道事業、国民健康保険、介護保険の保険事業、介護保険のサービス事業、後期高齢者医療の各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支及び財産に関する調書、関係諸帳簿、証拠書類並びに同法第241条第5項の規定により、審査に付されました基金の運用状況を審査いたしました。

各会計の決算につきましては、予算現額及び収入、支出等について、関係諸帳簿、証拠書類等を慎重に審査いたしました結果、計数的に正確であり、会計経理は適正に行われているものと認められました。

また、基金の運用状況につきましても、計数的に誤りがなく、適正に運用されているものと認められました。

なお、財政の健全化を図るために、財政運営につきまして意見を付しましたところでございますが、詳細は審査意見書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、平成28年度水道事業会計の決算審査の結果をご報告申し上げます。

去る6月16日、下村監査委員とともに実施いたしました平成28年度三郷町水道事業会計の決算につきましては、損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書その他の関係諸帳簿、証拠書類及び決算書を慎重に審査いたしました結果、計数的に正確であり、会計経理は適正に行われているものと認められました。

なお、財政の健全化を図るために、事業の運営につきまして意見を付したところでございますが、詳細につきましては、平成28年度三郷町水道事業会計決算

審査意見書をごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

それから、次に、平成28年度西和衛生試験センター組合一般会計決算審査のご報告を申し上げます。

去る7月21日、下村監査委員とともに審査しました平成28年度西和衛生試験センター組合一般会計歳入歳出決算審査の結果をご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付されました平成28年度西和衛生試験センター組合一般会計歳入歳出決算を審査した結果、いずれも計数的に正確であり、適正に運用されているものと認められました。

なお、本年度の決算は、組合が解散になったことに伴いまして、平成29年3月31日でもう打ち切りの決算でございます。出納閉鎖期間が設けられていなかったことから、通常とは異なった決算となっているため、決算審査に当たっては、決算書及び付属書類の検証を中心に審査を実施いたしました。

以上でございます。

議長（深木健宏） ありがとうございます。

以上で平成28年度三郷町一般会計、特別会計及び平成28年度西和衛生試験センター組合一般会計、並びに平成28年度三郷町水道事業会計、それぞれの決算審査の報告を終結します。

暫時休憩します。再開、10時45分。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時45分

議長（深木健宏） 休憩を解き、再開します。

〔一般質問〕

議長（深木健宏） 日程第28、一般質問を行います。

三郷町議会会議規則（質疑の回数）第55条、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。また、（発言時間の制限）第56条の規定により、質問、答弁合わせて原則1時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑にされますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、2番、久保安正議員。一問一答方式で行います。

2番(久保安正)(登壇) 廃棄物処理法違反容疑の(株)農業公園信貴山のどか村の指定管理をどうするのかということで、質問をいたします。

株式会社農業公園信貴山のどか村の副社長と社員2人が廃棄物処理法違反容疑で6月に逮捕されました。副社長は7月に起訴され、昨日、裁判所で判決がありました。

続いて、8月4日には、会社及び社員8人が奈良区検に廃棄物処理法違反容疑で書類送検されました。野菜などをつくって、観光客や町の給食センターなどに食材として提供しているのどか村内に、あろうことか会社の事業活動で出た廃プラスチックなどを埋めて捨てた疑いによるものであります。

これまでのこの事件の経緯と、それに対する町の対応について、お答えをお願いいたします。

また、町と株式会社農業公園信貴山のどか村との間の指定管理業務についての協定書には、次のような取り決めがあります。

第2条、注意義務。株式会社農業公園信貴山のどか村は、関係法令及びこの協定書の定めるところに従うほか、善良なる管理者の注意をもって農業公園を常に良好な状態に管理する義務を負う。

第25条、指定の取り消し等。町は、株式会社農業公園信貴山のどか村が次のいずれかに該当するときは、管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずることができる。

以下、幾つかの項目が並んでいるわけですが、そのうちの(2)、株式会社農業公園信貴山のどか村が関係法令、条例及び規則またはこの協定の規定に違反したとき。それから、(4)には株式会社農業公園信貴山のどか村が組織的な違法行為を行った場合など、株式会社農業公園信貴山のどか村に管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。今、申し上げたこういう場合には、管理者の指定を取り消す、あるいは期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を町は命ずることができるというふうに、協定書では、なっております。

この協定書の条項を踏まえ、株式会社農業公園信貴山のどか村の指定管理について町は、今後どのようにするのか、お答えをお願いいたします。

議長(深木健宏) 西村環境整備部長。

環境整備部長(西村敦司)(登壇) 久保議員の1問目のご質問にお答えいたします。

今回の株式会社農業公園信貴山のどか村の役員1人が起訴され、また、会社及び従業員8人が書類送検された一連の事件に関しまして、町といたしましても大変遺憾に思っております。

既にご承知のとおり、事件の容疑は廃棄物処理法違反であり、産業廃棄物として処理すべきマルチシート等を園内に埋め立て、処分していたことによるものでございます。

のどか村は、三郷町の重要な観光スポットの一つであり、農業の中心となる経営体でございます。また、地産地消の推進で、学校や西部保育園の給食用食材を提供されていることを鑑みましても、今回の事件は町としても非常に残念でなりません。

さて、ご質問にあります今回の事件発生からの経緯と、それに伴う町の対応でございますが、平成29年6月20日に株式会社農業公園信貴山のどか村の副社長と社員2人が廃棄物処理法違反容疑で逮捕されました。それを受けて、町は翌日の21日に給食センターにおいて給食材料の発注を停止し、翌22日には西部保育園も同じく発注を停止いたしました。同日の22日、給食材料となる野菜を栽培している圃場と、23日には産業廃棄物投棄場所に近接する圃場の土壌検査を実施し、7月6日には異常なしの検査結果が判明いたしております。

7月10日には、副社長が廃棄物処理法違反で起訴され、社員2人については事件への関与が低い等の判断で不起訴処分となりました。

このことを受けまして、町は7月19日に入札参加停止処分の措置をとり、同日中にふるさと納税返礼品リストからのどか村の商品を削除する措置を講じております。

また、8月4日には、株式会社農業公園信貴山のどか村及び社員8人が廃棄物処理法違反で奈良区検察庁へ書類送検されております。

起訴されました副社長につきましては、昨日、判決がございました。ただ、会社並びに社員8名につきましては、現在においては、処分内容はまだ決まっておりません。

なお、指定管理につきましては、判決の結果をもって検討してまいりたいと考えておりますが、農業公園のどか村の設立の経緯や実績、今回、事件の責任から会社の一新を図るべく、のどか村の社長初め役員全員が辞任の意向を示しておられますことを踏まえ、十分に検討した上で、しかるべく処置を講じてまいりたい

と考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

議長（深木健宏） 再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 昨日、副社長に奈良地裁で判決があったわけですが、求刑は懲役1年6か月、罰金50万円でした。これに対して、判決は、園内に埋めた廃棄物が既に適切に処分されたことなどから、執行猶予をつけるということですが、1年6か月と罰金50万円、求刑どおりの判決が下されております。

8月になって、実は、私はこれはこれで終わるのかと思ったんです。この6月の逮捕。ところが、その後で、先ほども申し上げましたけども、8月に、会社そのもの、株式会社農業公園信貴山のどか村と社員8名も書類送検されたということでした。

それと、先ほど部長のほうから答弁で、役員、取締役全員が辞任の意向を出していると言いましたけど、これは会社ぐるみの犯罪であったということは間違いないというふうに思います。

昨日の判決でも、裁判長がどういうふうに言っているかということ、自然を体感し安全な農作物を提供することを掲げる施設の理念に欠いた犯行。このように述べております。

事態は明白だと思います。指定管理についての町と株式会社農業公園信貴山のどか村との間の協定書に基づいて、厳正な対処をすべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょう。再度お答えを。

議長（深木健宏） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 久保議員の再質問にお答えします。

今後、全ての処分内容が確定すれば、先ほどからおっしゃっていますように、のどか村と締結している指定管理業務の協定書、この25条、指定の取り消し等規定があるわけですが、これに基づく処分を検討することになります。この検討は、指定管理者選定委員会設置要綱というのを町では持っておりまして、その2条第2号に、委員会の所掌事務の中に、指定管理者の指定の取り消しまたは業務の停止に関する事、これを所掌事務として持っておりますので、この委員会の中で検討していくことになります。

以上でございます。

議長（深木健宏） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。2番、久保安正議員。

2番(久保安正)(登壇) 大規模盛り土造成地対策の進捗状況はということで、質問をいたします。

平成27年(2015年)の9月に、県は、宅地の大規模盛り土造成地マップを公表いたしました。こういうものでございます。ここに、中には、郡山土木事務所管轄内版ということで、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、大和郡山市等々が載っているこういうマップが公表されました。

大規模盛り土造成地とはどういうものかといいますと、平成7年(1995年)の阪神淡路大震災、それから平成16年(2004年)の新潟県中越地震などにおいて、大規模に盛り土造成された宅地で滑動崩落による大きな被害が発生しました。滑動崩落というのは、谷間や山の斜面等において、盛り土造成された一まとまりの宅地が地震による大きな揺れによって滑ったり崩れたりする現象のこと、これを滑動崩落と呼ぶとのこと。この滑動崩落で、阪神淡路大震災、それから新潟県の中越地震でも被害が発生しました。

これらの滑動崩落による大規模な被害を受けて、平成18年(2006年)に、宅地造成等規制法の改正で、新たにこの大規模盛り土宅地造成地の公表を行うようにということになったわけです。しかし、その法改正のあとも、大規模盛り土造成地対策はなかなか進まなかった。平成23年(2011年)の東日本大震災、それから今年の熊本地震でも被害が続いております。

国土交通省は、2015年(平成27年)から、各自治体に対して、大規模盛り土造成地の早急な調査と場所の公表を促し、奈良県のこのマップの公表もこのことを受けてのものです。

この公表された県のマップによりますと、三郷町の住宅地のこのマップでは、ここ三郷町ですけれども、この緑の部分ですけれども、かなりの部分が大規模盛り土造成地となっております。そして、このマップが掲載されているパンフレットによりますと、マップの公表後、滑動崩落の危険度評価等により、優先度を評価する第2次調査計画を作成する。そして、それに基づいて現地踏査、地質・地下水調査、安定計算等の第2次調査を実施する。この第2次調査の結果、地震が起きたときに滑動崩落のおそれがある場合、知事による造成宅地防災区域の指定や勧告等の実施、それから地方公共団体と宅地所有者等による滑動崩落の防止行為、これを実施するという、マップによるとそういう手順になっております。

このマップが公表されてから2年が経過したわけですが、このマップによる第2次調査計画の作成等の進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

議長（深木健宏） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 久保議員の2問目のご質問にお答えします。

初めに、大規模盛り土造成地マップ公表に至るまでの経緯について、ご説明させていただきます。

ご質問の中でも詳しくご紹介いただきましたが、大部分重複しますが、ご了承願います。

平成7年の兵庫県南部地震、16年の新潟県中越地震などにおいて、大規模に盛り土造成された宅地で滑動崩落による被害が発生いたしました。

この滑動崩落というメカニズムは、これらの被害により初めて明らかになったものでございました。これを受けて、地震時の宅地の安全性を確保するため、平成18年に宅地造成規制法が改正され、あわせて滑動崩落を防止するために必要な調査や工事などを支援する宅地耐震化推進事業が創設されました。

このような中で、平成19年度に奈良県が国の補助を受けて、奈良市を除く27市町村の都市計画区域に対して、その後、平成26年度にも奈良市を除く奈良県全域において大規模盛り土造成地分布調査が実施されています。

公表されたマップは、これらの調査をもとに県民の防災意識を高めるために公表されたものであり、危険度を示したものではないことも理解しておかなければなりません。

さて、久保議員のご質問にございます第2次調査計画とは、基礎資料整理や現地踏査を経て、優先度を評価することにより、第2次調査を計画的に進めるために作成するものです。その第2次調査計画を経て、第2次調査や滑動崩落防止工事が実施されていくものとなります。

現在の第2次調査計画の進捗状況について、県建築課に確認したところ、大規模盛り土造成地分布調査により、抽出された大規模盛り土造成地県内561か所の現地の状況の確認を進めており、2次調査や滑動崩落防止工事の際の課題を抽出、整理し、優先度評価に向けた準備を進めているとの説明を受けているところでございます。

本町といたしましても、宅地耐震化推進事業に係る国や県などの動向を注視し、大規模盛り土造成地マップの作成目的にもありますように、区域住民の皆様に対

しても、防災意識を高めて災害の未然防止と軽減につなげることができるよう、的確な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 今、部長から答弁をいただいたんですけど、この公表されたマップを見ても、大変箇所が多いというふうに思います。要するに、新しく開発された住宅地は、ほとんど該当というか調査の対象になっているというふうに思っているかと思えます。

今、計画をつくるため調査中だということで、部長から県のほうでやっているという答弁があったんですけど、具体的にこの郡山土木事務所管内では、どのくらい進行しているのか。それと、三郷町については、調査が入った箇所があるのかどうか、お答えをお願いしたい。

いずれにしろ、ここのところで地震の発生、大きな地震も発生するんやと言われておるわけで、これ、急がなきゃいけないというふうに思います。今の郡山土木事務所管内での進捗状況を、お答えをお願いいたします。

議長（深木健宏） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 久保議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申しましたように、奈良県内には561か所、三郷町内でこの大規模盛り土造成地箇所数というのは29か所あるとされております。その中で、郡山管内で、今現在は、生駒市の方面から現地調査に入っているということは伺っております。ですから、まだ三郷町のほうは1か所も調査には入れていないという状況ですが、県に確認しますと他府県と比べましても、奈良県が異常におくれているというような状況ではないということは申し添えておいてほしいということでしたので、この場をおかりしまして、このように答弁させていただきます。

以上です。

議長（深木健宏） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長（深木健宏） 2番、久保安正議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、3番、南 真紀議員。一問一答方式で行います。

南議員。

3番（南 真紀）（登壇） では、「西和医療センターに病児保育を」ということにつ

いて、質問させていただきます。

働く女性、母親がふえている現在、子どもが病気の時でも親は仕事をしなくてはいけないということで、病児保育、子どもが病気になったときの保育への希望がふえています。

昨年、6月議会での木谷議員の病児保育についての質問に対して、町は、「これまでも奈良県に対して広域的な医療機関による事業実施を要望している、西和医療センターで行われている院内保育をセンターの就労者のみならず一般の方にも開放していただけるよう、奈良県に対して要望したい」と答弁しています。

今年の6月の県議会で、日本共産党の今井議員の「西和7町には病児を預かってもらえるところがないということで、西和医療センターに病児保育所をつくってほしいという要望が出ていると聞いているが、県ではどのように検討されているのか」という質問に対し県は、「県としては、病児保育の充実が必要であると考えている。西和医療センターでの病児保育の広域実施について、実施主体は市町村なので、西和地域における病児保育の広域実施について、この4月に西和7町に県から説明を行いました。現在、西和7町で西和医療センターでの病児保育の実施内容について検討しているところです」と答弁しています。

県議会での県の答弁は大変前向きなものと思います。実施内容についての検討など、今の進み具合について、お答えをお願いいたします。

議長（深木健宏） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、南議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

病児保育につきましては、人員面、施設面、予算面等において、当町単独での実施が困難であることから、これまでも西和医療センターでの実施を含め、広域的な事業実施を奈良県に対して要望しておりました。

奈良県内においては、既に広域的な取り組みとして、大和高田市と周辺の3市5町の間で協定が締結され、大和高田市の土庫病院で行われている病児保育事業があります。

これらのことを受け、本年4月に奈良県子育て支援課が窓口となり、西和地域における病児保育の広域実施についての打ち合わせ会議が開催され、本町を含めた西和7町の担当者が出席いたしました。その会議では、県から病児保育事業の内容や、大和高田市における広域実施の状況について説明があり、西和医療セン

ターにおける病児保育の実施に向けた意見交換も行いました。

その後、5月に西和7町の町長と西和医療センターの院長と会合する機会があり、その席上においても病児保育の必要性について、7町の町長の生の声で要望していただき、そして、その場で病院の所在地である本町が西和7町を代表して西和医療センターと協議することとなりました。また、王寺周辺広域市町村圏協議会の会長である安堵町長におかれましても、病児保育の広域実施について、県に対して要望を行っていただいております。

それらのことを受け、初回の本町と西和医療センターとの協議では、議員のご質問にもあります平成28年6月議会の木谷議員のご質問において答弁いたしましたとおり、まずは西和医療センターで実施されている院内保育施設に病児保育を付加することを提案いたしましたが、施設の規模や職員の福利厚生施設であるなどの理由のため、この院内保育施設ではなく、近接している空き地に新たに施設を建設する案の提示がありました。

そうしたことから、施設の建設に係る事項や運営体制などについて、西和医療センターと協議を始めたところでもありますので、引き続き、西和医療センターでの病児保育実施に向け、関係機関と協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 再質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） 再質問させていただきます。

今、言っていただいたとおり、西和7町に対して県が説明会を行ったということですが、その行った内容は、大和高田市が事業設置主体による社会医療法人健康会土庫病院こども診療所病児保育園ぞうさんのおうちが平成27年6月から開設され、大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、田原本町が協定を締結し、利用者がふえていると言っています。

西和7町でも西和医療センターで病児保育を実施できるように、引き続き、ご努力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

答弁は結構でございます。ありがとうございます。

議長（深木健宏） 1問目の質問は終了しました。

続きまして2問目の質問に移ります。3番、南 真紀議員。

3番（南 真紀）（登壇） 「放課後児童クラブを増設し、6年生までの受け入れを」ということについて、質問させていただきます。

3月議会で、神崎議員が、「放課後児童クラブは、6年生まで希望者全員が入所できるように、せめて長期休暇中は5、6年生も入所できるようにすべきだ」と質問したのに対し、町は「放課後児童クラブに対する需要は高まる一方で、平成29年4月からの入所募集をしたところ、4年生までの入所希望者が三郷小学校では定員100名に対して98名、三郷北小では定員180名に対し180名となった。4年生までの待機児童を極力出さないことはもとより、6年生までの入所受け入れに対するニーズが高まっていることも認識しているので、新年度早々には、保護者に対してニーズアンケートを実施し、具体的な対策を講じるよう検討したい」と答弁しました。町の子育て支援、定住促進施策に照らすならば、放課後児童クラブは6年生まで希望者全員が入所できるように、施設の増設を含め、早急に対策を講じるべきと思います。

アンケートの結果と、検討した具体的な対策について、お答えをお聞かせください。

議長（深木健宏） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、南議員の2問目の「放課後児童クラブを増設し、6年生までの受け入れを」について、回答させていただきます。

三郷町における放課後児童クラブの現在の定員は、三郷小学校放課後児童クラブ100人、三郷北小学校放課後児童クラブ180人で、現状施設の面積に対して、最大限の定員数となっております。

議員もご承知のとおり、両小学校の放課後児童クラブともに入所児童数は定員に達しており、本年8月末現在で、三郷小学校では定数と同数の100名ですが、三郷北小学校では8名の待機児童が発生しております。また、両小学校の在学児童数に対する入所児童数の比率は、平成25年度では三郷小学校は8%、三郷北小学校は11%でありましたが、平成29年度には三郷小学校20%、三郷北小学校では26%と、いずれも増加しており、主な要因といたしましては、町の子育て支援施策の充実による若年層の転入や、保護者の就業率の増加が考えられます。

そのような中、本年3月定例会の一般質問で回答させていただきましたとおり、入所希望者数の急激な増加を受けて、両小学校全児童の保護者に放課後児童クラブに関するアンケートを、本年5月に実施いたしました。アンケート結果の詳細につきましては、今定例会の文教厚生常任委員会においてご報告を申し上げます

が、放課後児童クラブによる6年生までの受け入れについては、三郷小学校では122人、28.8%、三郷北小学校では252人、38.4%の方が希望されています。また、夏休みの長期休暇のみの放課後児童クラブの利用希望については、三郷小学校では254人、60.1%、三郷北小学校では446人、67.9%の方が希望されており、極めて高い数値となっております。

そして、昨年10月には三郷小学校、本年3月には三郷北小学校の放課後児童クラブに入所する保護者の方から、6年生までの放課後児童クラブの受け入れや、長期休暇時の受け入れを強く希望する要望書を、町長及び教育長にいただいております。その対策について、いろいろと検討を重ねてまいったところであります。

本町といたしましては、このような状況や要望を踏まえ、その対策として、放課後児童クラブを増設することにより、定数をふやし、待機児童の解消はもとより6年生までの受け入れができる体制を整備し、仕事と子育ての両面で支援する子育てしやすい環境を早急に整えるため、所要の経費を今定例会において補正予算を計上させていただいたところであります。

本補正予算を議決いただきましたならば、早急に施設整備等に着手し来年4月には開所して、入所希望に対処したいと考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 2問目の質問は終了しました。

3番、南 真紀議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、1番、神崎静代議員。一問一答方式で行います。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、1問目の質問をさせていただきます。

文部科学省は、幼稚園教育要領を改正し、来年4月から施行されますけれども、現法では既に幼稚園内外の行事において国旗に親しむとあります。が、それに加えて、3月31日に告示された新幼稚園教育要領では、文化や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、童歌や我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすることということ新たに記載して、国歌に親しむということも盛り込まれました。まだ幼い子どもたちで、国歌とかいう概念もわからず、当然歌詞の意味も理解できないわけですが、そういった子どもたちに無理やり教えたり歌わせたりというのではなく、今までと同じように、行事において親しむというやり方でよいのではないかと思います。

れども、新たにこれが加わったことによって、何か特別なことをしようというようなことは考えていらっしゃるのかどうか、教育委員会のお考えをお聞かせください。

議長（深木健宏） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、神崎議員の1問目のご質問にお答えいたします。

一部質問内容と回答が重複いたしますけれども、ご理解いただけますようお願いいたします。

ご承知のとおり、幼稚園教育要領が本年3月に告示され、来年4月から施行されます。

今回の改正では、現行の幼稚園内外の行事において、国旗に親しむといった文言に加え、新たに文化や伝統に親しむ際には正月や節句など我が国の伝統行事、国歌、唱歌、童歌や我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにするということが追記されました。

現状といたしましては、南畑幼稚園では、入園式や修了証書授与式などの行事において、国の象徴として定められた旗に親しむため、国旗を掲揚しています。また、国歌に関しましても、接する機会はあるものの園児に対して強制して国歌を教えたり、歌わせたりすることは行っておりません。今後につきましても、これまでと同様の方法で、主要な行事において親しむ機会を持ちたいと考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、2問目に移ります。

2015年にできた2025年度までを対象とする認知症対策の国家戦略「新オレンジプラン」では、2017年度までの目標が達成できたということで、政府は2020年度までの新たな中間目標を決めました。

現行の中間目標は、2017年度までに認知症の診断に関し、地域のかかりつけ医に助言する認知症サポート医を5,000人、患者や家族が地域で安心して暮らせるように支援する認知症サポーターを800万人としていましたが、それ

それ6,000人、880万人に達し、目標が達成できたということで新たな目標を認知症サポート医は1万人に、認知症サポーターを1,200万人にするという方針です。

サポーター制度は、2005年認知症への偏見をなくす目的で始まり、地方自治体などが開く養成講座を受ければ認定され、正しい知識を身につけて、できる範囲での手助けを無償で行います。政府は、今後、金融機関や交通機関など、認知症の人と接する機会が多い会社などで働く人を中心に広めていく考えです。

三郷町でも、この養成講座を実施していますが、現状はどのようになっているでしょうか。また、どういった活動をされていますか。

それから、認知症カフェを全市町村に設置を目指すというなどの目標も、このプランでは掲げられていますが、認知症の人やその家族が地域で安心して暮らせるよう支援するために、三郷町ではどういった取り組みを今後、していこうと思っ
ていらっしゃるのかについて、お答えをお願いします。

議長（深木健宏） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、神崎議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランにつきましては、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すべく、平成24年に策定されました「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」を改め、平成27年1月に策定されました。

その戦略では、認知症高齢者などにやさしい地域づくりを推進していくために、7つの柱に沿って施策を総合的に推進していき、介護保険事業計画と緊密に連携しながら進めていくことから、平成32年度末を当面の目標設定年度としております。

議員ご質問の認知症サポーターの養成については、誰もが認知症とともに生きることになる可能性があり、また、誰もが介護者として認知症にかかわる可能性があるなど、認知症はみんなにとって身近な病気であることを普及、啓発などを通じて改めて社会全体として確認していくため、戦略の一つの柱として位置づけられている施策であります。

本町では、平成22年度から認知症サポーター養成講座を実施しており、これ

まで町職員を初め、新聞配達センター、金融機関、介護サービスの事業所、医療機関などで働く方々や、自治会、小地域ネットワーク、老人クラブ、民生児童委員協議会、PTAなどに加入されている方々、それに三郷小学校・三郷北小学校6年生などを対象に行っており、本年7月末現在、サポーターの数は2,252人となっております。

そのサポーターの活動につきましては、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けを行っていただいております。今後は認知症高齢者などにやさしい地域づくりを加速するために、さまざまな場面で活躍していただけるような取り組みを考えていきたいと思っております。

次に、認知症カフェにつきましても、在宅においては、認知症の方の最も身近な伴走者である家族など、介護者の精神的、身体的負担を軽減する観点からの支援として、戦略の一つの柱として位置づけられている施策であります。

本町では、認知症の方だけが通える居場所をつくるのではなく、介護予防の観点から「100歳いきいき体操」や「誤嚥にナラン！体操」などを取り入れ、誰もが通える場所としての居場所づくりを、地域の方々の協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

最後に、認知症の方やその家族が安心して暮らせる地域づくりのため、現在も行っております認知症講演会や認知症相談会、また、家族介護者講演会などを引き続き実施するとともに、県内第1号として立ち上げました認知症初期集中支援チーム検討委員会などの協力を得ながら、新オレンジプランのそれぞれの施策の実現に向け、多職種との連携や認知症への理解を深めるための普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 2問目の質問は終了しました。

1番、神崎静代議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、4番、兼平雄二郎議員。

4番（兼平雄二郎）（登壇） 昼休みにもう1回じっくりと考えておりましたけど、とりあえず、まず質問内容について書かせていただいたとおり、読ませていただきます。

介護予防事業（総合事業）の進捗状況についてという、非常に大きな題です。

標記の件については、本年4月から全国的に実施されています。三郷町の事業

進捗状況はいかがでしょうか。具体的には、非常に大きな事業ですので、今回はほぼ4つに絞らせていただきました。

先ほども出ましたけども、認知症予防について、具体的にどのようなことか。

それから、今年6月ですか、私も参加させていただきましたけども、三郷町生活支援サポーター養成講座というのがありまして、そういう地域づくりの中での、お互いに支え合える生活支援サポーターをどのように育成していくか。これはやっぱり、総合事業の中の一つの、いい悪いは別としまして、目玉となっております。

それから、これは従来から私がずっと言っていたことですが、高齢者などの通いの場、いわゆるふれあいサロンについてですね。理想としましては、数年前、4年ぐらい前ですかね、東京の白十字の秋山さんという方が県の研修会でやられましたけども、そこには元看護師も保健師も教師もいろんな人がいつでもおって、そこへ行ったらいつでも相談できる。役場の保健センターに行くよりも身近なところで何でも相談できて、例えば極端な場合、認知症予備軍の方が、私、お金、今日一生懸命探しとるんやけどどっか行ってしまいましたと言ったら、その家まで行って、一緒に探すとか、それとか患者の方が自分1人ではどうしても心細いと言ったら、医者のところへ一緒に行って一緒に相談に乗るとか、非常に身近な、そういうサロンですね。そういう、誰でもが通えるようなサロンの中で、さらに私がもう一つそういう理想的なことを言って、お年寄りが下におって、2階には子どもがおって、そこでいつでも子どもが勉強したり遊んだり、そしてお年寄りと交流できるような、子どももお年寄りもお互いにいきいきするような、そういうサロンが理想としてずっと言って、今までから何度もお願いしてきたと思うんです。

なかなかそこまでは実現しないのが現実ですけども、ただ一方では、そういう高齢者の通いの場のサロンづくりというのは、いろんなところで非常に進んでおります。そういうことについて、三郷町は、今後どう考えているのかということですね。

それから、医療と介護の連携の問題。これ、非常に難しい問題です。

先日も、あるそういう事業所の会議の中で出てきたんですけども、パーキンソン病の人がいて、パーキンソン病の人は、いわゆる幻視ですね。見えていないも

のが見えてきて、今襲われているとかいろんなことを言う。本来、今までは、それは医療の分野で考えていて、薬を出してということなんですけども、ところが、やっぱり自分の家で最期は過ごしたいということになって、そういう人もそういう地域の介護のところへ通ってきてそのときに、介護がどこまで受け皿になれるんかというあたり、もちろん医療との信頼関係ですけども、今後、ますますそういうものが求められてきていると思います。

そういう中で、医療と介護の連携ということも、総合計画の中ではかなり強調されております。そういう意味では、数年前から極端な場合、介護士と看護師と医者とが一緒に正月に新年会するとか、そういうふうな地域も私が行ったところではいろいろ聞いております。何もそこまでは別ですけども、三郷町としては、医療と介護の連携という一つのキーポイントだと思いますが、それをどのように考えておられるのか。どのように進めていこうとされているのかということですね。

基本は、いろんな人が最期は自分の家で、自分の地域で終えたいという強い要望がありましたことについて、それに対する受け皿としてどう考えていくのかという思いで、こういう医療と介護の連携ということを聞かせていただきました。

そういう中で、今年度から実施しているそういう総合事業の、今、どこまで進んでいて、将来私の言った4点に限らずどのような点で今後、進めていきたいと考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

議長（深木健宏） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、兼平議員のご質問にお答えさせていただきます。

介護予防事業の進捗状況について、具体的な事業名を掲げていただいておりますので、それらについて状況を回答させていただきます。

まず、1点目の認知症予防事業につきましては、脳の前頭前野に働きかける音読、計算、筋力低下を防止する体操などを取り入れた教室である「スッキリ教室」については、8教室、120名、また、運動器の機能向上訓練については、30名の3クール、年間90名をそれぞれ定員として実施しておりますが、いずれも定員いっぱいの状況となっております。

また、認知症ミニ講演会については、65歳以上の介護認定を持っておられな

い方を対象に、11の地域で実施しているところであります。

2点目の生活支援サポーター、いわゆる訪問介護サービスBの担い手となっていただくボランティアの育成につきましては、平成30年4月から当該事業を社会福祉協議会において実施することから、その養成講座を先般、社会福祉協議会の主催で行ったところ、10名の方が参加し、うち7名の方の登録がありました。来年4月からスムーズに事業運用ができるよう、本年10月1日から対象者を限定して、試験的に訪問介護サービスBを実施する予定をいたしております。

3点目の高齢者等の通いの場ふれあいサロンづくりにつきましては、現在は町内で1か所実施しているところがありますが、今後は介護予防の観点から「100歳いきいき体操」や「誤嚥にナラン！体操」などを取り入れ、誰もが通える場所としての居場所づくりを地域の方々の協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

4点目の医療と介護の連携につきましては、地域包括支援センターを中心に町内の医療機関や介護事業所などと顔の見える関係づくりのため、勉強会や懇親会等を開催し、意見交換を行っております。

また、西和7町の取り組みといたしましては、病院から在宅へ支援をより具体的にするため、病院担当者とケアマネジャーを中心に、退院調整のルール化を検討いたしております。

さらに、生駒郡4町の取り組みといたしましては、生駒地区医師会と協働し、市民公開講座やマップづくりなどを実施しているところであります。

最後に、介護事業全般にわたっての基本的事業計画の方向についてであります。平成30年度からは第7期介護保険事業計画がスタートとなります。そこで、第7期計画の策定に当たっては、第6期計画で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、これまで取り組んできました医療、介護、介護予防、生活支援を包括的に確保される体制としての地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた取り組みを進めるための計画を策定していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 再質問を許します。

4番（兼平雄二郎）（登壇） 方向性としては、そのようにされていくのがいいとは思いますが、もう少し具体的な形で聞きたいと思っております。

と申しますのは、例えば、サロンにしても生駒市などは45か所のサロンが配

置されているんです。どこで実施されてんかで、私が思っと思ったように空き家かなと思ったら、そうじゃなくて、地域の自治会とか集会所とかそういうところで全て連携して実施している。三郷町でも、町が把握しているところ以外でもサロンをやっているところがあるかもしれないし、私の地元などもずっと1階と2階でサロンをして、入り切れないぐらいの人が来て、自治会館もっと広げてくれないかというような要望が出ているぐらいです。だから、そういう意味では、非常にこれは要望が強く、ぜひその辺はもう少し例えばいつぐらいからどういうふうにするのかということをしてですね。

それと、先ほどおっしゃったように、いきいき体操というのもこれはかなり広がっています。奈良県全体で例えば、もともと生駒は3年か4年前に国のモデル事業として、国の補助金でもっているんなことをしていったんですけども、近隣でも三郷町でも今、17の市町村で町のモデル事業としていろんな特にいきいき体操とかそういうサロンづくりというものを実施しております。

そういう意味では、三郷町決して私は全ての面でおくれているとは申し上げませんけれども、そういうモデル事業として実施するということは、やっぱり数値的な目標を掲げるということですので、そのあたりの問題をどう考えておられるのかということですね。

まだあったんですけど、急なことなので。

それと、生活支援サポーターですけども、誰でもできるというので一遍私も受けてみようと思って、4時間ずつ2回受けて8時間受けて私の場合、即期待に応えられるかどうかはわからないので、まだ登録はようしていませんけどもね。

ただ、もうちょっと来られんかなと、正直思っていました。ところが、9名ほんで10名のような方は、またあとで来られたので言いませんけど、9名という形でもって登録したのは7名という形で。寝屋川などは200名を超えていると聞いています。もちろん、もともとの人口の基盤が違いますけど、そういう意味では、やっぱり本当にそういう地域で支え合っていくサポーターとか、実質的に例えば、布団を入れるとか、買い物に行くとか、そういうこともだけでも、まち全体にそういう、お互いに支え合っていく認知症サポーターももちろんそうですけど、そういう支え合っていくって近隣の方が隣の人様子を常に見ているとか、そういうふうなことがやっぱり、まち全体にあふれることがぜひ必要だと思いますので、もう少し具体的に答えていただけたらなと思います。

いつぐらいから、どんなことを、と考えておられるというようなこと。

議長（深木健宏） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、兼平議員の再質問にお答えをさせていただきます。

3点のご質問だったと思います。

まず、サロン事業についてでありますけれども現在、先ほど答弁いたしましたとおり、介護事業所、NPO法人で1か所、サロン事業をされているところがあります。議員のご質問の中にありました自治会等のサロン事業につきましては、一般介護予防のいわゆるふれあいサロン事業としての位置づけになるというふうを考えております。先ほど言いましたとおり、本年度はNPO法人などの法人格を有する団体を対象として行っておりましたが、平成30年度以降、自治会や小地域ネットワークで行う事業についても当該サロン事業の対象となるよう、詳細を決めていきたいというふうを考えております。

また、次の2点目のいきいき体操についてでありますけれども現在、運動機能向上事業を受けておられた方に、その方たちにみずから小さなグループをつくっていただきまして、自治会館や個人の家で集まっていただく。その際に、健康サポーターを派遣して「100歳いきいき体操」であったり「誤嚥にナラン！体操」等を取り入れていただきまして誰もが通いやすく、また介護予防の観点から集っていただける場所をつくっていききたいと。ただ数値目標については、現段階では掲げておりません。

最後に、生活支援サポーターについてでありますけれども、10人中7名の方に登録いただきました。これはまだまだ人数的には少のうございますけれども、来年からサービスBを提供する上では、もっと充実した人数が必要になってくるかと思しますので、その辺は社会福祉協議会と調整を図りながら、継続した養成講座を行っていききたいというふうを考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 再々質問を許します。

4番（兼平雄二郎）（登壇） 一気に何もかもできるわけじゃなくて、着実に地域に根差した活動をされているというふうを受けとめさせていただいて、特に30年度以降、具体的な事業の展開を期待したいと思っております。

ただ、根本は何かと言ったらいわゆる高齢者とか、認知症の方とか、いろんな

そういう介護を必要とする人が、いかに外に出るかということじゃないかなと思います。どないして外に出ていっていただいて、そこでどう触れ合っていくかとか、それが根本ではないかなと思っております。

例えば、生駒市なんかは70歳以上は、三郷町も福祉タクシーはありますけども、1万円のクーポン券を渡してバスとか電車に乗れるとか、そういうふうな形で、昔とは大分ちょっとずつみんなが本当に出るように変えていきたいと。

それとか公共施設ですね。私も三郷町のスポーツジムに通っているんです。ちょっと腹をへこませたいと思って。非常に安いです、はっきり申しまして。1,050円です、1か月。ところが、1,050円で安いけども例えば、本当に多くの人に、特に必要ある人に来てほしいんだったら2つの提案があるんですね。ただにしたらええな。風呂もそうですけども、風呂も前からただにしたらええと思っています。それもただにしたらええと思っています。ある程度のことを、限定してでもいいですから、ただにできるんだったらただにする。例えば、スポーツセンターに行っても、みんなそれぞれ、長い人は自分でいろいろプログラムをつくっていますけども、最初行ったときは、みんな戸惑っています。そういうふうなときに、ちょっとその人の体力に応じて、その人の働きに応じてできるような支援。ご承知だと思いますが、三郷町ではくるみという、そういう体操をしたりとか、まず姿勢を正すところから、そういう指導員がおって、トレーナーがおって、そこから指導しているような介護事業所があります。だから、そういうようなことを町自体が、例えばそういうところを支援していくのもいいでしょうし、さらに、町自体がそういうものをつくっていくのもいいでしょうし、要するに、そういう施策が急がれるんじゃないかなと。

最後、ちょっと残念な話をしなければいけないんですけども、これは町から返事をいただけることではないんですけども、具体的には名前は言いませんけれども、多分社協に属している一つの組織です。それが、集まりませんかというご案内があるわけなんです。なるべく具体的に言うのはやめますけども、ただし、その中にこう書いているんですね。最後のところに「介助の必要がなく、移動に支障のない方」というふうにな。そしたら、介助されている方は、私が行ってはいけないのかということ、実は率直に私のほうに持ってこられました。

本来、先ほどから出ているのは、介助しておられる方もいろんな方がそういういろんな組織、いろんな集まりに参加するというのが目標なので、やっぱりこ

ういう場で。もちろん事情はあるのかもしれないです。例えば、ひょっとしたらそういう介助される方が事故があったのかとか、いろいろあったのかもしれないけれども、発想的にはやっぱり私は逆だと思っております。やっぱりみんなに出てきてもらう。介助の必要な方も、みんな出てきていただくというのが、本来の取り組みのありようじゃないかなと思います。

以上、最後、要望を申し上げておきますので、もう時間が来ましたので、別に回答はいただかなくても結構です。

議長（深木健宏） 4番、兼平雄二郎議員の質問は以上をもって終結します。

暫時休憩いたします。再開、午後1時。13時から再開します。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

議長（深木健宏） 休憩を解き、再開いたします。

それでは、引き続いて、6番、佐野英史議員。一問一答方式で行います。

6番（佐野英史）（登壇） では、議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

まず、1番目、休み中の生活実態調査についてを質問いたします。

国や県などが子どもの生活実態や学習実態について、アンケート調査を実施されています。民間の教育機関や大学の研究室の調査も含めて、子どもの実態を把握し、施策を検討する上では、重要な資料となります。

そこで、三郷町では、町や学校現場独自にそのような調査を実施したことがありますか。まず1問目。あれば、その内容等について教えてください。

まず、1問目、よろしく申し上げます。

議長（深木健宏） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、佐野議員の1問目のご質問にお答えいたします。

子どもの生活実態調査は、子ども・子育て支援施策の今後の参考資料として、国や東京都などで実施されており、主に子どもの生活状況についての内容となっております。

しかしながら、本町では、教育委員会や学校独自で生活実態調査や学習状況についてのアンケート調査につきましては、これまで実施をしておりません。

以上でございます。

議長（深木健宏） 再質問を許します。

6番（佐野英史）（登壇） この三郷町ではそのような生活実態調査を独自にしたことがありませんという回答だったんですけど、私がこの一般質問をさせていただきまますきっかけとなりましたのが、7月の末に東京新聞と複数の新聞のほうで以前、研究調査を行われた新潟県立大学の村山伸子教授の研究成果についての報道が複数行われました。その調査というのは、今から5年前に行われた調査で、実は2010年に既に学会発表されておりまして、その学会発表されたときにも多くの新聞で報道はされていたんですけども、東日本の4県の19校の小学5年生に実施した栄養摂取量の調査です。土日を含めて4日間の栄養摂取量を調査したわけなんですけど、これは夏休みじゃなく土日、平日ですけども、そうするとやはり共働き世帯とかひとり親世帯の子どもは、給食がない土日の場合は、栄養摂取量が極めて脆弱になるという調査結果を学会で発表したわけです。

この調査研究が行われ、学会に発表があった時期というのは、恐らく子どもの貧困であったり、孤食ということが非常に問題になってきたころだと思います。この調査を受けてかどうかわかりませんが、子ども食堂というものも、この時期から徐々に全国で一部の芽が出てきたように思われます。

そういう意味では、生活実態調査、学習実態調査、学校現場、あるいは教育委員会独自で行うことによって、学校現場の先生方が日々関心を持っている項目について、課題として考えている項目について、政策に反映しやすいのではないかとこのように私個人では考えています。恐らく今、改めて村山教授の調査結果というのは注目されているわけですけども恐らく、やはり全国的に子ども食堂というものが広がっていく中で改めて、この調査結果というものが注目されているものだと思います。そういう意味では、三郷町でも今の三郷町の小中学校とかで必要な施策とは何であろうかことは、恐らく今までの議会の中でも一般質問、あるいは委員会質問の中で数多く質問がされていると思います。そういう意味では、夏休み、学校の先生が気づく中での生活実態調査を行うことによって、今後の三郷町の教育行政へ反映していくという意味で、三郷町でも夏休みの生活実態調査をしてみたいかという質問でございます。

よろしく申し上げます。

議長（深木健宏） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、佐野議員の再質問にお答えさせていただきます

ます。

ご質問にありました新潟県立大学の村山教授の調査や東京都が昨年実施した子どもの生活実態調査の結果の概要を見ても、先ほどおっしゃっていただきましたように、朝食の摂取頻度や食事内容といった子どもの食生活、そしてスポーツ用品など子どもの生活に付随する所有物、海水浴やスポーツ観戦などの体験の有無などについて集計されており、家庭の経済状況が子どもの生活実態に大きく影響を及ぼしていることが報告されております。

町教育委員会では、独自で生活実態調査を行っておりませんが、毎年実施されます全国学力・学習状況調査や奈良県学力・学習状況調査では、単に学力だけにとどまらず、土曜日、日曜日の過ごし方や休日の勉強時間、また朝食の摂取などについての設問もあり、児童生徒の学校や家での勉強や生活の様子について実態把握を行っております。

以上のことから、ご質問の夏休みの生活実態についてのアンケート調査については、毎年実施している学力・学習調査とも共通する項目があることから、それらの調査結果も参考にしつつ、必要な事項に対処していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。6番、佐野英史議員。

6番（佐野英史）（登壇） では、2問目の質問に移らせていただきます。

2問目、子育て相談についてでございます。

三郷町では、育児相談、それからすこやか相談、家庭訪問、母親教室、両親教室、あとはちいすてっぷ、ぴよぴよクラブと、子育て事業が今、町としても支援充実しているところでございますが、育児相談の中で育児の悩み等直近の相談を受けた回数、主な相談内容について教えられる範囲でまず教えてください。

議長（深木健宏） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、佐野議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

本町での育児相談につきましては、保健センターの窓口や電話、メールでの相談は、随時受け付けを行っております。また、保健センターで行っている育児相談についての事業は、新生児訪問、乳幼児訪問、育児教室、乳幼児健診、そして心理士による療育相談で、本年度からは育児計測の日を月2回単独で実施し、そ

それぞれの事業の際に育児相談を受け付けております。

議員ご質問の育児相談を受けた回数につきましては、随時受け付けているものについては、実績をとっておりませんのでわかりませんが、さきに述べた事業については、育児相談の回数ではなく平成28年度の実績を申し上げますと、新生児訪問で161人、乳幼児訪問で65人、育児教室で119人、乳幼児健診で730人、療育相談で39人となっており、本年度から新たに始めました育児計測の日については、1回平均10人の方の相談を受け付けております。

それらの相談の内容については、多岐にわたりますが、特に子育ての悩み、子どもの発育、発達に関する事また、母親自身の健康についての相談が多くあります。

以上でございます。

議長（深木健宏） 再質問を許します。

6番（佐野英史）（登壇） 一般質問を通告したときは、三郷町がメール相談を実施していることは気づきませんでしたので、メール相談がもう既に導入されているということを今、知りましたので三郷町の努力を評価いたします。

私は、質問通告でメール相談を導入してみてもというのは私今、美松ヶ丘から立野のほうに引っ越しまして、やはりアパートですと子育て世代の方が非常に多くて、その中にも共働き世帯とか、あるいはひとり親世帯の方が多くいますので共働き世帯ですとなかなか役所に相談に行きにくいのではないかと、あるいは役所が実施している健診等にもなかなか行きにくいんじゃないかなというふうに感じましたので、メール相談があればそういう共働き世帯の方でも悩みが相談できるんじゃないかというふうに思いましたので、質問させていただきましたが、メール相談をもう既に導入しているということですので今後は、やはりプライバシーの問題もありますけども、もう少しこのメール相談も含めて、相談がしやすい環境づくりに町としても取り組んでいただければと思いますので、以上でございます。

議長（深木健宏） 回答よろしい。

（「はい」の声あり）

議長（深木健宏） それでは、2問目の質問は終了しました。

続きまして、3問目の質問に移ります。

6番、佐野英史議員。

6 番（佐野英史）（登壇） では、3 問目に移らせていただきます。

エコと熱中症対策にミストシャワーの導入検討をというふうにタイトルをつけております。

ご承知のとおり、クールビズが始まりまして、クールシェア、そして今年はクールチョイスと、環境負荷軽減のための啓発事業というのが盛んに行われているわけでございます。

クールチョイスにつきましては、今年も国から予算が補助金がついてこの事業につきましては、自治体とか企業だけでなく国民も含めてみんなで環境負荷軽減の取り組みをしようという取り組みでございますけども、既に三郷町では太陽光発電導入とかペレットストーブの導入、あるいは新電源の開発等、あるいは住民に対して環境にいい製品の導入、あるいはリサイクルのための設備に関する補助金を設定して、町全体で環境負荷軽減の努力をしておるわけでございます。

先日、子ども議会では、小学生から小学校へのエアコンの設置ということが提案されました。私は、その様子を聞いていまして非常に前向きな答弁をしていただいています。中学校は今、建てかえをしております、仮設校舎でもエアコンをつけて新校舎でもエアコンを設置するという計画ですので恐らく、もしエアコンが設置されるとすれば、その時期なのかなというふうに想像するわけでございますけども、それまでに期間がございますので、最近ではミストシャワーというものが、特にターミナルとかあるいは人が集まるような公共施設、あるいはイベント等ではミストシャワーを利用しているケースがよく見受けられます。ミストシャワーは、打ち水のような効果で実際にミストシャワーを設置することによって2度、3度、気温が変わるようですけども、特に2時とか3時とかの暑い時間帯は、なかなか気温が変わりませんが、そのミストシャワーを見ることによって、気分的にすごく涼しく感じたりするそうです。

このミストシャワーにつきましては、最近安くなっておりまして、1,000円、2,000円から5万、6万というふうに、価格帯はいろいろばらつきがあるわけなんですけども、レンタルとかリース等も可能だそうです。そういう意味では、7、8、9月と暑いさなかだけ利用するというのも可能ですので例えば、三郷町では申しましたように小学校、中学校、あるいは幼稚園、あるいは人がよく利用する公共施設、イベント等でミストシャワーの導入を検討してみたいかがでしょうかという提案でございます。

ご回答、よろしく申し上げます。

議長（深木健宏） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、佐野議員の3問目のご質問にお答えいたします。

昨今、地球温暖化による環境問題を抱える中、夏の気温が35度を超える猛暑日が多く、湿度や温度の急激な変化など、子ども達の熱中症に対するリスクが大きくなり続けていると認識しております。

その環境対策といたしましては、環境負荷の軽減の取り組みとして、各小学校の屋上に太陽光パネルを設置し、電気代を抑えるだけでなく、CO₂の削減にも寄与するとともに、発電の様子をモニターに映し、環境学習にも役立てているところであります。

また、幼稚園・小学校には扇風機、小学校・中学校には冷水機を設置し、中学校の仮設校舎では全ての教室にエアコンを設置するなど、暑さ対策も講じているところであります。

そのような中、幼稚園児は体力的にもまだまだ成長過程であり、自分の考えだけでは対策を講じることは難しく、教師や保護者である大人たちが気温の変化や子ども達の体調の変化に目を配らせ、見守っていくことが必要であると考えております。

このようなことから、委員ご提案のミストシャワーの設置につきましては、保育園や幼稚園に対しましては設置場所等を考慮しつつ、簡易なミストシャワーの設置を前向きに検討し、熱中症の予防に努めてまいりたいと考えております。

なお、各小学校につきましては、さきの子ども議会におきましても回答いたしました。エアコンの設置を検討しておりますので、現段階ではミストシャワーの設置は考えておりません。

また、そのほかの公共施設につきましては、いろいろな施設形態があることから、もう少し協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 3問目の質問は終了しました。

6番、佐野英史議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、7番、木谷慎一郎議員。

7番（木谷慎一郎）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして今回、私、三

郷町における引きこもり対策についてということで、ご質問をさせていただきます。

厚生労働省は、いわゆるひきこもりについて、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに6か月以上自宅に引きこもっている状態と定義しています。

島根県が平成26年3月に公表したひきこもり等に関する実態調査報告書という調査によれば、ひきこもりの当事者となっている方の割合は、人口比で0.15%程度とされています。しかし、親族が周りに知られるのを避けがちなこの問題の性質上、潜在的な数字は相当数あるものと想定されます。

例えば、岡山県の総社市というところでは、今年度からひきこもり支援センターを開設いたしました。その相談窓口には、4月の開設から7月までの数か月で50件の相談が寄せられました。もともと、この総社市では、事前に民生委員等の協力により、207名のひきこもり当事者の事例を把握していましたが、この支援センターへの相談件数50件のうち、この事前に把握していた207名と重複していた人は、たったの3名に過ぎなかったそうです。この割合から単純に計算すれば、総社市の総人口約6万7,000人のうち、ひきこもり当事者数の推計は3,450名、人口対比で5%強に上ることとなります。

これはもちろん、単純計算ですので、これはデータにはなりませんけれども例えば、秋田県の藤里町という町では、人口3,800人という小規模自治体ならでもと言える全戸調査を行った結果、100人以上、人口対比で2.5%を超えるひきこもり当事者の存在が判明したそうです。

そう考えると、三郷町に数百人のひきこもり当事者がおられることも考えても、大げさではないものと考えられます。そして以前は、このひきこもりの当事者としては若者と想定されておりましたけれども、先ほどの島根県の調査も含めて、現在では40歳を超えるひきこもり当事者が過半数という複数の調査結果もあり、そのひきこもり当事者を経済的に支えている親の世代が亡くなった後に、その方がどう生きていくべきかという厳しい課題があらわれようとしています。

今、改善・解決できる状況については対応し、自立を支援していかなければ、遠くない将来に生活を破綻させるひきこもり当事者が相次いであらわれることは明らかです。

そこで、お尋ねいたします。今までに三郷町内でひきこもりの実態調査などは

行われたことはありますでしょうか。また、実態を把握した上で、ひきこもり状態から脱したいと考える人に対して今後、三郷町として、何らかの支援策、対応策を講じていくお考えはございますでしょうか。

ご回答、よろしくお願いいたします。

議長（深木健宏） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、木谷議員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

ひきこもりの実態調査についてであります。これまで本町において調査を行ったことはございませんので、その実態は把握できておりません。

しかし、内閣府が平成28年9月に公表した若者の生活に関する調査報告書によれば、15歳から39歳のうち、ひきこもりが全国で推計54万1,000人に上り、そのうち10.2%の方が35歳以上であるといった報告がされております。なお、40歳以上の方のひきこもりの実態については、内閣府の調査では対象外でありましたが、平成27年の山梨県の調査ではひきこもりのうち60.4%が、平成26年の島根県の調査では53.5%の方が40歳以上であると報告されております。

以上のことから、ひきこもりの実態については、高齢化傾向であり、高齢化することで深刻なリスクが高まっている状況であると考えられております。

そこで、ひきこもりへの支援についてであります。県におきましては、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口として、奈良県ひきこもり相談窓口を県庁内に設置し、専門のスタッフによる相談体制をとっております。

当町においての支援については、ひきこもりに悩むご本人やご家族の方からの相談、また、民生児童委員などからの情報により、状況が把握できた場合には、県と連携しながら、その方に最も適した支援機関等を見つけることによりサポートしていくとともに、県が設置しております相談窓口を広報等を通じて住民へ啓発していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 再質問を許します。

7番（木谷慎一郎）（登壇） お答えのほうなんですけれども、この問題について重要な問題であるという認識をいただいているということで、感謝いたします。

その中で、奈良県が相談窓口を設けておられるので、相談があれば一緒に相談

を紹介をして対応していきたいというふうにご答弁いただいたものと解釈いたしました。

それに関してなんですけれども、最前線で当事者にかかわる民生児童委員の方に行われましたアンケートの中では、ひきこもり問題について、市町村単位での相談窓口がないであるとか、また、知られていないことが支援の一つの壁になっているという認識が明らかとなっております。

ぜひ、町といたしましても、身近な三郷町単位での相談窓口の開設が望ましいと思いつながりながらもそれが難しいようであれば、県の相談窓口について、いずれにしても、明確な形で存在をアピールしていただきまして、支援を求める人のもとへ情報が届くように配慮をいただければと思います。

このひきこもりの問題なんですけれども、まだ一般的に共有された処方箋というのがない問題であるというふうにご考えておりますけれども、ただ、一つの対処の例として、先ほど挙げました藤里町では、いわゆる中間的就労の機会を通じて自立へつながった多くの実績があるそうです。三郷町でも、このような支援が可能であるかどうかについては検討しなければなりませんけれども、一つの有力な手段であると思います。

まずは、この質問を機に、町内にもこのような課題を抱えた人がおられるであろうことを認識いただき、就労支援策の実施、その他何らかの方策を官民協力して検討していくきっかけとなればと願ひまして質問とさせていただきますので、回答は結構でございます。

議長（深木健宏） 7番、木谷慎一郎議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、9番、山田勝男議員。

9番（山田勝男）（登壇） 議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

まず、冒頭でお断りさせていただきますけれども、通告の段階ではゲリラ豪雨ということで通告してはおりますけれども先日、信貴山地区あるいは積乱雲の発生メカニズムについて、奈良地方気象台のほうに聞きに行きましたら、私たちにはゲリラ豪雨という言葉はありません。これはあくまでもマスコミ用語ですと言われましたので、このゲリラ豪雨というやつを集中豪雨に訂正させていただきますので、ご了承をお願いします。

近年の集中豪雨は、どこでいつ発生するか全く予想ができません。

当町においては、主に大和川を中心に万全の対策が行われておりますが、その

他の地域における対策については、どうでしょうか。

昨年、中学校の仮設校舎の建設に伴う土砂災害について、いろいろ議論されましたが、もし信貴山地区に豪雨が発生した場合の対策としては、大門ダムの完成で少しおろそかになっているのではないかと思います。信貴山地域の豪雨による大門ダムととっくり湖のあふれた水は、亀池で受けることとなりますが、その対策が必要ではないかと思えます。

と申しますのは、この下流、実盛川は立野地区の農住宅地造成の際、河川改修が行われ、見た目には安全なようですが、しかし、この改修された左岸の上流地点付近が、ブロック石垣が大変危険な状態となっております。石垣の上に、1メートル四方のブロックを3から4段積み上げて造成されております。私は専門家でないので、これが不法造成かどうかはわかりません。この重みで石垣のブロックははみ出しており、また、天端といいましょうか上部に大きく亀裂が発生しております。もし集中豪雨で亀池が決壊したら、この石垣が崩壊し3段から4段に積み上げられた1立方メートルのブロックに川幅3.5メートルの川は、完全にせきとめられ山麓線まで決壊し、今井の村も20個から30個の土砂や流木等のがれきにより大変被害をこうむるでしょう。

そこで、このような状態が発生することを想定して、早目の避難の指示ができるよう、亀池に監視カメラ等の設置をしたらと思えますが、いかがでしょうか。

皆さんの中には、誇大妄想だと思われる方もおられるかも知れませんが、近年の集中豪雨の災害でよく耳にするのは、想定外という言葉です。これは想定外ではなく、現実に起こり得る問題としてご検討願います。

議長（深木健宏） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 山田議員のご質問にお答えします。

近年、地球温暖化の影響と思われる集中豪雨が多発しており、議員ご指摘のとおり、いつどこで発生するか予測困難な状況であります。

このような不測の事態に備えた河川に対する取り組みとして、大和川の総合治水対策を初め、奈良県及び流域市町村が一体となって、さまざまな角度から災害防除に対する検討が行われております。また、亀の瀬に地滑りが発生した際の土砂ダム形成による洪水被害が本町のみならず奈良盆地全体に被害をもたらす結果になることから、国の直轄事業として長年にわたり地滑り対策事業が実施されているところでもございます。

このような中、ご質問の信貴山地区での豪雨による洪水対策についてであります。これまでの取り組みにつきまして、ご説明申し上げます。

まず、ご質問にありますように、大門ダムが平成25年度に完成し、堰堤の強化が図られました。このことにより、指摘されておりました大地震による堰堤の決壊がもたらす下流住宅地への洪水被害の不安は解消されたところでございます。

また、同時に大門ダムの貯水容量は9万8,000立方メートルから17万7,000立方メートルとなり、これに伴い実盛川の流量も1秒間に62立方メートルから52立方メートルに改善されたところでございます。

これは、奈良県が大和川水系の河川改修を行う際に基礎とする10年確率、おおむね10年に1度発生する降雨量のことを言いますが、これよりもはるかに厳しい50年確率の降雨量にも対応できるものとなっているということでございます。

次に、亀池についてでございますが、三郷町地域防災計画にも明記してありますが、池の水位を余水吐から1メートル減水する旨の協定書を立野土地改良区と締結しております。しかし、昨年度に亀池の耐震性能を調査したところ、この水位では、堰堤が決壊した場合、下流の住宅地に1メートルから2メートルの浸水被害が生じる可能性があるという報告を受けました。この結果を受けて、立野土地改良区と再度協議を行ったところ、浸水被害に対する深いご理解を賜り、余水吐からの減水レベルの水位をこれまでの1メートルから3.5メートルとすることで合意に至り、現在、実施していただいているところでございます。これにより、万が一亀池の堰堤が決壊した場合でも、下流の住宅地への浸水は20センチ未満に収まるよう改善されたところでございます。

このように、亀池を含めた実盛川流域の災害対策につきましても、継続して検討と改善に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、集中豪雨による全国各地で発生している洪水被害を目の当たりにしたとき、対策の限界や限度を考えさせられます。改めて、ハード・ソフト両面からの洪水災害等に備えた検討が必要であると思っております。

議員にご提案をいただいております亀池の監視カメラの設置につきましては、亀池を含む実盛川流域全体の監視体制の強化と捉え、河川管理者であります奈良県に対して要望してまいりたい。このように考えております。

以上です。

議長（深木健宏） 再質問を許します。

9番（山田勝男）（登壇） 再質問いたします。

カメラ設置については、ただいまのご答弁のとおり、検討するということが、このカメラ設置ということは、あくまでも初歩的な一時しのぎのことだと私は考えております。

この件につきましては、3回ほど私、郡山土木に行っております。一昨年行ったときに、担当者から時々見には行っておりますという言葉でした。私も、皮肉まじりで、大門ダムが完成したので実盛川の防災については、県のほうとしては万全やと思っているのと違いますかと言うたら、口先では、いやそんなことはないですよと言うてましたが、顔では完全にそのとおりやというような表情でした。

昨日、郡山土木も行ってきました。そしたら、担当者がもう異動されたみたいで、あとで担当者に亀池って知っていますか言うたら、地図見てるからじっと地図見てて、ああ知っていますということで。それで、その前にこの改修については、自治会長に地元のほうから町のほうに県のほうへの改修の上申書を出すよということ言うとききましたので、自治会長から町のほうに要望書を出しに行ったら、自治会長から私に、町の方が修理するのは簡単やけども、これ県の管理やから、県に言うときますと言われたということで私は、どなたかそこまで名前も聞きませんけども、そういうことで県の上層部がどの程度これを認識されているかということで、先日も行ってきました。案の定、あまり認識はないようです。いろいろ説明しましたら、課長がそいや何かこの間総務のほうでそんな話していたなど。この程度なんです。実際に状況としては、こういう状況です。

これブロックが飛び出しているところです。これ天端が割れています。このような状態で、これ先ほど部長は亀池も水位を下げ管理するという答弁でしたけども私、先日行ったら、オーバーフローしていました。それで、大門池もとつくり湖も通常は恐らく満タンにしていると思います。豪雨の予報があれば、それは減すかもわかりませんが、特に亀池の場合やったら、水がふえてきたら上がれません。あの川沿いに昔の鎮守ハイキングコースを通ってきますので、その川の端をまともに通らないといけませんので、危険で通れません。

だから、そういうことも想定しながら、一日も早く県のほうにこの改修をお願いしていただけたらと思います。

亀池のオーバーフローも、幅10メートルで一応高さ2メートルになっていま

すけども、その横に1メートルぐらいのところでは道路がありますから、2メートルまで上がる前に道路からオーバーしてきて、道路から先に決壊していくと思います。

だから、満水面を下げて管理していると言いますけども、なかなかそういうふうには見に行くこともできないので、難しいと思います。

先ほど申しましたように、もし、亀池が決壊したときには、完全に実盛川は閉鎖されます。恐らく山麓線までちょうどカーブのところですから、しかも、先ほど申しました左岸の危険というのが立野北のほうから上がってくるカーブのところですので、その上のところに3メートル程度の滝がありますから、その滝のところでかなり渦巻いたあれも出てくると思いますので、これもう早急に本当に、想定外じゃなくて、県のほうに再三要望していただいて、一日も早い改修をお願いしたいと思います。

議長（深木健宏） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 山田議員の再質問にお答えいたします。

実盛川の左岸のブロック積みの件につきましては、もう過去何度か河川管理者である県のほうにも町のほうから要望を上げております。現状、再度確認していただいて、早期に解決していただけるように、もう少し強く町のほうからも要望してまいりたいと思います。

それから、亀池の減水対策についてですが、ちょっと私、確認していなかったので申しわけございません。オーバーフローという状況がどのような位置で起こっているのか、これも確認させていただきまして、立野土地改良区ともう一度協議を進めたいと思っております。ご了解願います。

以上です。

議長（深木健宏） よろしいですか。山田議員。よろしいですか。

（「はい、それでいいです」の声あり）

議長（深木健宏） 9番、山田勝男議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、5番、先山哲子議員。

5番（先山哲子）（登壇） 議長のお許しを得まして、私の一般質問をさせていただきます。

「高齢者への帯状疱疹（ヘルペス）予防ワクチン」の助成は出来ないかということで、大切な子どもを守るためには、子どもたちへのさまざまな予防ワクチン

は実施されておりますが、今回は、水痘ワクチンいわゆる水ぼうそうですね、そのワクチン高齢者にはどうかということで、質問させていただきたいと思います。

5人から7人に1人は生涯に1度は帯状疱疹、いわゆる皆さんご存知のヘルペスにかかると言われており、若い方も最近は多いそうです。これは体力低下とか過労、病気、老化が原因で発症いたします。激しい痛みを伴い、治癒に長時間要したり、重症化また後遺症を伴うなど、50歳以上が特にかかりやすいと言われております。高齢者は、この発症をきっかけに、神経痛また寝たきりになったり、後遺症が残る方もおられます。いわゆる水ぼうそうの大人バージョンと言えるこの帯状疱疹は、ほとんどの人が子どものときには1度はかかっていると思います。そのウイルスが中に潜伏していて、抗体が抵抗力がなくなって弱ったときに発症するということです。

これは子ども用の水ぼうそうの水痘ワクチンを接種することで、かかりにくい、重症になりにくい、後遺症を残しにくいという予防結果がわかりまして、厚労省のほうは2016年3月に50歳以上の方はできれば接種を推奨するということになっております。子どもに接種するようなワクチンですので、そんなには副作用は少ないと思いますが、副作用が起こった場合は、国が救済措置を承認するということにもなっております。

しかし、今のところ、この予防接種には大体6,000円から1万円近く、医療機関によって値段は異なります。全て自己負担となっております。1回の接種で、5年から10年はその効果は持続すると言われております。

子どもへの水痘ワクチンが2014年に定期接種化となり、子どもの発症が減ることになります。逆に、このことによって大人の帯状疱疹がふえる傾向と言われております。なぜかと言うと、これは免疫ブースター効果といいまして、小さいときに私たちがかかっていますよね、水ぼうそうに。そのウイルス、抗体は持っているんですが、免疫力がだんだん弱まっていきます。それが、周りに子どもたちが水ぼうそうにかかっていると、そのウイルス、小さいお子さんお孫さんと一緒に暮らしているとか、近くの子もたちがかかっていると、そういった近くで子どもたちがかかっていると、接することとか、そういったことで、また弱った抗体が、免疫が高まるということで、子どもさんの水ぼうそうが多いと帯状疱疹は減る。しかし、子どもの水ぼうそう、今度、接種定期化のことによって、水ぼうそうにかかる子どもが少なくなりますので逆に、私たち高齢者の帯状疱疹

がふえると言われております。そういった現象をいうわけですよ。

国が肺炎球菌ワクチンもかなりの効果が出ていると認めまして引き続き、それに続いて、ヘルペスのワクチンも、と推奨しておりますが、残念ながら結構高価なために進捗は悪いと思います。

それで、幾らか、インフルエンザのように町のほうが特に高齢者の方だけでも幾らかの助成はできないかということで、町のお考えをお聞かせください。

議長（深木健宏） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、先山議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

予防接種につきましては、予防接種法に基づいて、安全に予防接種を実施することで、感染症の発症及び蔓延を予防し、健康増進に努めているところであります。

議員ご指摘の帯状疱疹についてであります。水ぼうそうと同じウイルスによって起こる疾患で、治癒後も脊髄の神経節などに長期間潜伏し、加齢やストレスなどにより、ウイルスに対する免疫が低下しますと、ウイルスが再活性化して、帯状疱疹を発症するものであります。

日本では、80歳までにおよそ3人に1人が発症すると推定されており、患者の約7割が50歳以上とされております。この帯状疱疹の予防には、1歳から3歳までの子どもを対象として行っている国の定期接種で使用します水ぼうそう予防ワクチンが有効とされており、そのワクチンが平成28年3月に50歳以上の人に対する帯状疱疹予防の効能及び効果が国で認められ、薬事承認されました。そのことを受け、現在国においては、当該ワクチンの定期接種化が妥当かどうかの議論もされております。

そういった状況の中、議員のご質問にありますワクチンの接種費用の助成につきましては、国の動向や他市町村の状況、また、副反応や安全性などを見きわめながら、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 再質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 予想していたような回答でございました。

皆さん、ご存知のように私の周りでもちょこちょこ帯状疱疹のこと聞くんですけども、大体ここの見える部分、胸とかおなかとか、最初発疹が出るわけですね。

だんだん広がって、何となく痛くなった。右か左かどちらかに出るわけですね、帯で巻いたように。それで带状疱疹というわけなんです。

それで、早く処置すればするほど早く治ります。気がつくのがおけると、だんだん重症化する。また、高齢者は重症化しやすいということで。

見える部分だけでなく、体の中にできるのが怖いんです。例えば、中にできると気づくのが遅くて何となくおかしい、目が閉じにくい、この辺が、耳が痛いとかで病院に行くと実は带状疱疹が中にこもっているわけですね。

そうすると、私の知り合いの人、何人か三郷町の中にも後遺症が残って、何年たっても病院に通って、いまだに後遺症で苦しんでいる方がいらっしゃいます。というのは、中にこもると、後遺症として難聴になったり失明、それから顔面麻痺、骨髄膜炎、視力の障害、またまぶたがあげにくい、閉じにくい、味もわからない、味覚障害ですね。口もあげにくい。ちょっとよだれが出るとか、いろんな後遺症が結構残る方がいらっしゃいます。そういったことで、もちろんそういった方は苦しむわけですが、この予防接種をすることで7割近くかかってもかかりにくいし、かかっても軽く抑えられるということが先ほど答弁にもありましたように、国もその効果を認めており、推奨しているわけです。そのためには、副反応というのもインフルエンザも人によってはちょっと注射の跡がかゆい、痛い、赤く腫れる、そんな程度らしいです。子どもさんにも、今、定期化しているぐらいのもので、やはり病気になる、長引くと本人がつらい、苦しい思いだけではなく、医療財源の圧迫にもまたつながるとも思いますので、何よりもいいワクチンができていますので、ぜひ前向きに検討、近隣の情勢、国の動向を見ながらというよりも、三郷はもうものすごく進んでいるというぐらいちょっと積極的に前向きに取り組んでいただけたらなと思います。

そしてまた、この中にもいらっしゃるかもしれませんが、糖尿とか、あといろんな難病ありますね。膠原病とか、それとかがん治療中の方たち。そういった免疫力の低下されている方は、特にしたほうがよいと言われております。

もう一度、前向きなご回答をよろしく申し上げます。

議長（深木健宏） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、先山議員の再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

前向きな回答ということでございますけれども、この予防接種を打ったことに

より、副反応について50歳以上の健康成人を対象に臨床試験を行った結果があります。259例中131例、いわゆる50.6%の方が何らかの副反応を起こしているというのが現状であります。そういったことも含め現在、さきの答弁でも申しましたとおり、国において定期接種化についての議論がされておりますので、その動向を見きわめながら、助成制度を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 5番、先山哲子議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、8番、辰己圭一議員。

8番（辰己圭一）（登壇） 議長のお許しをいただきましたので、通告書のとおり一般質問をさせていただきます。

中小企業・小規模企業の振興基本条例の制定についてですが、国は小規模企業振興基本法を平成26年6月27日に法律第94号として公布され、即日施行また、奈良県では、平成20年の4月1日に中小企業振興基本条例を、そして、小規模企業振興基本条例を今年の平成29年4月1日から施行されました。

奈良県内の小規模企業は、約9割を占め、地域の雇用や経済を支えて県民の生活向上に貢献している極めて重要な存在です。

この三郷町においても、町内の企業の大多数を占める中小企業、このうちのほとんどが小規模企業ですが、地域の雇用と経済を支え、その発展に寄与するとともに、まちづくりにおいても地域社会の担い手として重要な役割を果たしてきました。

経済・社会構造が大きく変化する中で、持続的に発展するまちづくりを進めていくためには、もちろん事業者自身の経営努力が必要ですが例えば、商工会の加入を促して、経営指導やセミナーを受けたり、また、地域社会を構成する一員として暮らしやすいまちの実現に貢献するよう努めて、また、町民の皆さんにおいては、町内企業の重要性を理解していただきまして、できる限り地域内での商品の購入や、町内業者を利用そして、地元のイベントなどに参加協力を求めるなど、また、金融機関などの経営団体では、企業と連携をして経営の向上及び改善に積極的に取り組んでもらい、そしてまた町の役割としては、企業の振興のための施策を推進し、資金・人材等の確保が特に必要であろうかと思われる小規模企業に配慮し、公共工事においては、地元企業を優先として受注機会の増大に努めるな

ど、それぞれが共通認識を持ち、協働して中小企業・小規模企業を振興する取り組みを実施していくことが重要だと考えております。

そこで、三郷町の発展に大きくかかわっている中小企業・小規模企業の重要性を鑑み、振興の基本理念を明らかにしまして、地域社会の発展と町民生活を豊かにする施策を総合的に実施するために、この条例を制定されてはと思うのですが。

一応誤解のないように言うておきますけども、三郷町は、第4次総合計画の基本理念や目標を継承した三郷町まちづくり総合戦略というすばらしいものがありますが、これらの施策の着実な進行を図りながら、振興の取り組みを強化するために、さらに充実した施策を展開していくことが重要だと考えております。

仮にですけど、この条例をつくるとなると検討委員会等を設置して、関係メンバーを組んで、それぞれ意見交換を行って協議しなければならないとは思いますが、町としては、この条例の制定を検討していただけるのか、していただけないのか、その辺をちょっとお聞かせください。

よろしく願いいたします。

議長（深木健宏） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 辰己議員のご質問にお答えします。

県内企業約3万3,000社のうち、企業数で約9割、従業員数で約4割を占める小規模企業は、地域密着の事業活動で、地域の雇用を支え、地域経済の安定、地域住民の生活向上に貢献している極めて貴重な存在でございます。

また、経済の活性化のためには、小規模企業を含めた中小企業に成長発展していただく、あるいは特色を生かして持続的に発展していただくことが必要であります。

戦後、日本経済が高度成長期を迎え、貿易の自由化、企業間の格差の出現など、中小企業を取り巻く環境が変化していく中で、中小企業が経済に果たしている役割に鑑み、中小企業の経済的、社会的制約による不利を是正し、中小企業の成長を図ることを目的とした中小企業法が昭和38年に制定されました。その後、平成11年、25年の一部改正を経て、26年には中小企業のうち、小規模企業を対象とした小規模企業振興基本法が制定されたところでございます。

このような国の動向を踏まえ、奈良県において中小企業の振興について、県の責務、基本方針等を明らかにし、中小企業の健全な発展を促し地域経済の活性化及び地域社会における交流の促進を図ることを目的に、平成20年に奈良県中小

企業振興基本条例が制定されました。また、平成29年4月には、小規模企業に対する雇用の確保、振興をより充実させるため、小規模企業振興基本条例が制定されたところです。

これにより、地域経済の活性化等が図られ、県民生活の安定及び向上に資するものと期待するところであります。

さて、ご質問にありますこれら条例の制定についてでございますが、当該県条例は具体的な施策や支援等を示しているものではなく、基本的な考えを述べている、いわゆる理念条例という位置づけになっていることから、県内で独自の条例を制定している市町村はございません。市町村は、県条例の基本理念にのっとり、それぞれの施策や事業を展開している状況でありまして、本町では、平成15年4月より町内中小企業の経営資金等の借り入れに係る保証料の一部または全部を補給する事業を実施しており、今後も継続する考えでございます。

また、奈良県では中小企業に対するさまざまな金融支援制度や、地域産業センターでは起業から販路拡大、海外展開に至るまで、充実したサポートの中で、中小企業の底上げに努められておられます。

いずれにいたしましても、小規模企業を含む中小企業の底上げは全国的な課題であり、課題解決のためには、国・県レベルの政策が必要と考えておりますので、今のところ、町独自で条例を制定する予定はございませんが今後、県内市町村、近隣町の動向も見守りながら必要に応じ、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 再質問を許します。

8番（辰己圭一）（登壇） 今、西村部長から答弁をいただきましたけども、確かに今、奈良県内では、市町村独自でやられているところはないと思うんですけども、たしか去年の時点で、都道府県では42都道府県、市町村では約180市町村の箇所が、地域が独自に今、そういう条例をつくっているとは聞いております。

最後に、検討をしていただけるということだったので、今後、またそういう方向で考えてもらえる可能性もあるのかなと思うので、また時期を見て追跡質問をさせていただきたいと思っております。

急に振ってちょっと申しわけないんですけども、最後に、ちょっと町長にもお考えを聞かせていただこうかなと思うんですけど。

というのが、まちづくり総合戦略、一応5か年の計画で一応平成31年で取り

組みが終わるといことなんですけども、それは町長の独自の考え方でもいいんですけども、今後、地元の小規模の企業の振興も含めて31年以降は、今のところはどういう考えを持っておられるのか、その辺を一言でいいのでちょっとお聞かせ願えたらなと思いますけど。

議長（深木健宏） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 失礼します。辰己議員のすごい振りにちょっとびっくりしているところでございますけれども、総合戦略をよく理解していただいて本当にありがとうございます。

三郷町は、それ以前は、総合計画ということで第4次総合計画をつくっていました。そして、それが平成19年スタートの28年度で終わるといこと、それ以前に総合戦略を平成26年度につくったと思います。

私どものほうとしては、総合計画と総合戦略がまた重複してきても、これはもういたし方ないので、これはもう総合戦略1本で行こうかといこと、総合計画をやめた経緯がございました。

そして、その総合計画にあっては、10年間という本当に長い計画でしたから、5年たった平成24年に中間検証といのをさせていただきました。そして、中間検証で出てきた中で、数値が伸びていないところ、また計画に達していないところはさらに伸ばすように。さらに伸ばすようにといこと早く目標に達するように、そして計画よりも既に目標値を上回っているところはさらに伸ばすといこと、目標の数値を変えたところがございます。そして、平成26年に来たときに、総合戦略といものを組み立てたところで、その時点で総合計画といものをもうやめようとい方向で来ました。

そして、議員がおっしゃるとおり平成31年度には、その5か年が終わるわけでございます。

その中の、いろんな項目でいろいろと三郷町が前進していく、またさらに発展していくための計画を組んだところがございます。そして、その中には、三郷町が盛り上がるために、やはり中小企業、またいろんな方々にそれに向かって進展していただくための施策も十分入れているつもりでございます。ここで一概に中小企業の方だけといことではなく、三郷町全体で捉まえて発展していきたいと思っておりますので、その辺のところを十分ご理解いただきまして、また31年度以降についても、どうかご協力いただきまして、さらに三郷町が発展すること

を皆さんとともに頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（深木健宏） 8番、辰己圭一議員の質問は、以上をもって終結します。

これをもって一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

明日から各委員会で審査を願うわけでございますが、各位にはよろしく願いいたします。

本日は、これで散会といたします。ご苦労さまでした。

散 会

午後 2時10分